

民間団体等より寄せられた意見

本資料は、民間団体から政府に提出された意見・要望等、内閣府民間資金等活用事業推進室がインターネットを通じて広く国民より募集した意見、全国の地方公共団体に対して行ったアンケート調査により寄せられた意見・要望等をまとめたものである。

各意見・要望等は内容別に以下のとおり分類した。

	該当ページ
1 . VFM	- 1
2 . 入札・審査	- 6
3 . リスク分担	- 1 9
4 . 金融	- 2 8
5 . 附帯事業	- 3 1
6 . 税・補助金	- 3 3
7 . その他	- 4 2

なお、本資料中の「民間団体」とは、日本経済団体連合会、日本プロジェクト産業協議会、日本PFI協会、日本建設業団体連合会、不動産協会、全国建設業協会から政府に提出された意見・要望等、「意見募集」とは、内閣府民間資金等活用事業推進室が平成16年2月13日から2月27日までホームページ等を通じて広く国民より募った意見、「地方公共団体」とは、内閣府民間資金等活用事業推進室が平成16年2月に行った全国の地方公共団体に対するアンケート調査により寄せられた意見・要望等である。

1. VFM

- 1) 当団体のPFI実施案件実態調査では現状のVFMの算出や公表のあり方についてはむしろ後退している傾向もうかがわれた。VFMは単に特定事業として選定するための基準のみならず、PFI LCCやPSCの算出を通じてPFI事業の安定性や政策効果の判断など多様な意味合いを持っている。そのため、VFMの公表のあり方を改善し透明性を高めるとともに、精度向上への環境整備や努力が必要なものと考えられる。現在のVFMガイドラインは内容量も少なく、より詳細化が必要であると思われる。 民間団体
- 2) リスクの定量化が行われていない場合、VFM確保のためにLCCが低めに算定される恐れがある。VFMの算定に含まれる間接コストの算入やリスク定量化、同一サービス水準の前提など、「VFMに関するガイドライン」に記載があるがそれをより徹底し、VFMの算定が正しく行われるよう対応する。 民間団体
- 3) VFMの公表は客観的な公表が必要であるため、金額表示とし、公表に当たっての算出範囲の明示、税や補助金調整の有無、割引率やインフレ率の表示、算出根拠、算出精度に関するコメントを付すように「VFMに関するガイドライン」に書き込む。また、こうしたPSCやPFI LCCが入札価格において指標性をもたせようとする場合、こうした算出精度など数値の性格をよく理解して行なうことが重要である旨も記載する。また、予決令79条（予定価格の守秘）で国の案件は金額表示ができないとの見方もあるが、PSCやPFI LCCは予定価格でないことと解されるべきであると考えるので、こうした考え方を何らかの形で明確にすることが望まれる。 民間団体
- 4) 税制や補助金制度が従来方式とPFI方式との間で中立化されていないことによって、事実上国や都道府県、市町村といった個々の公共セクター間での税の移転が行なわれる問題があり、本来的なPFIの政策効果の測定には公共全体のVFMが把握されるべきであるため、公共全体のVFMも算出し公表するよう「VFMに関するガイドライン」に記載する。 民間団体
- 5) 民間収益事業部分からの税収や納付金等のVFM算入については、その確実性や公平性の原則に照らして算入するよう「VFMに関するガイドライン」に記載する。（実現が不確実なものはVFMに算入しないこと、および公平性を欠くものはVFMに算入しないことが必要である。） 民間団体

- 6) VFMを特定事業選定段階にとどまらず、事業者選定段階等でも段階的に算出する。その段階では事業の品質向上といった内容面も高い確実性を持ってVFMに算入できる。特定事業者選定段階でもVFMを算定することが当該事業への評価や事業者選定後のモニタリング等に関し重要である。 民間団体
- 7) VFM算定が困難である要因はリスクのデータ、公共施設整備やサービスのためのコストのデータが整備されていないことが一因である。リスク評価やPSCの評価のための、データ整備をPFI推進委員会で進める。 民間団体
- 8) 予定価格の公表を進めるよう「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に記載する。または予定価格の撤廃を行なう。PFIについては応募負荷が大きく、かつ民間能力の発揮による事業の質的な向上もその狙いとしている。そのため、価格のみに偏しない、内容面での評価の重視がなされるべきである。こうした性格を考えると予定価格を満たさないことのみを理由として落選させることは適切とは言えず、全提案について内容面も含めた審査が行なわれるべきである。そのため、PFI事業については予定価格の公表が必要である。また、PFIの応募負荷の大きさを考えると、事前に予定価格を公表しその価格以下で応募が可能か事前に検討する事が可能とし、その価格以下で応募できると判断した応募者のみが応募することができるようにすべきである。 民間団体
- 9) VFMの検証の際に使用される現在価値算定の為の割引率の統一をはかる。 民間団体
- 10) VFMを同一のサービス水準の基で比較する為にPFIのLCCに基づくサービスの水準と同等のものが得られるPSCであることを明記する。 民間団体
- 11) PFIのLCCとPSCの比較が「同一サービス水準」に基づいて行われるよう、PSC算定の際にも「要求水準書」が求めるサービス水準の維持及び施設の品質保全に必要なすべてのコストを含めるよう「VFMガイドライン」に明示すべき。 民間団体
- 12) PSC・VFMならびにその算定根拠の公表についてPFI法第7条又は「プロセスガイドライン」に明記すべきである。 民間団体

- | | |
|---|--------|
| 13) 割引率の設定が非常に難しい。V F Mに関するガイドラインなどで統一的な割引率を示していただきたい。そしてその設定根拠も示していただくと、地方自治体にとってV F Mの説明が市民や議会にやりやすくなる。 | 地方公共団体 |
| 14) V F Mガイドラインを拡充・見直しし、事業費の削減率、財務諸指標などをルール化し、V F Mの算定を容易で明解な作業となるようすべき。 | 地方公共団体 |
| 15) V F Mの算定方法や算定実例等の情報がほしい。 | 地方公共団体 |
| 16) 先行事例が計画どおりの(o r 以上の) V F Mが出ているか? 運営上当初予期しないトラブルがなかった等が知りたい。 | 地方公共団体 |
| 17) 自治体においてP F I事業を検討する場合、公共直接建設との比較を行ない、V F Mについてどの程度の経済性や効果等が期待できるかがポイントになります。事業検討初期の段階で、簡易的にV F Mが算定可能なソフト等を自治体が気軽に使える様な、システムを考慮願いたい。 | 地方公共団体 |
| 18) P F Iの評価そのものが費用がかかりすぎる気がする。簡便な方法を評準化していただきたい。 | 地方公共団体 |
| 19) P F I導入可能性の判断の一助となるような、簡便なV F M算定ソフトを作成してほしい。 | 地方公共団体 |
| 20) 地方自治体が、公共施設の整備をP F Iで実施するか否かを決める際V F Mがあるかどうか大きな要素となるが、初期の検討段階において従来手法であれば国庫補助が適用される事業であっても、P F I手法で実施する場合には所管省庁の見解が不明確で国庫補助の採択が受けれるかどうか判断できないため、V F Mの算定ができない。 | 地方公共団体 |
| 21) 可能性調査をする前に、粗くてもいいのでV F Mが簡易にわかるシステムかガイドラインの作成をお願いしたい。P F Iになじむかなじまないかの選別にもなるし、逆に推進できる理由づけにもなりうる。 | 地方公共団体 |
| 22) 各省庁により対応が異なることはもとより、セミナー等においても指導・発言が異なる(割引率等)ことが、地方のP F I推進を阻害している
イコールフットINGの推進をお願いしたい(補助金、税金等) | 地方公共団体 |

- 23) PFIの導入を検討する際、公共で実施した場合とPFIで実施した場合とのVFMの算出方法がよくわかりません。 地方公共団体
- 24) 公共がPFI事業方式を採用する条件は、同一のサービス水準のもとでVFMがあることであり、このVFMの検証において公共側が要求する公共サービスの水準とそれを具体化するライフサイクルコストが設定される。公共側より前提条件が示されないまま提案（入札）を要請された場合、予定価格オーバーによる失格や極端なコスト引き下げが多く見られる。PFI事業本来の価格とより良い公共サービスの提供とのバランスを実現するためにも、PSC及びPFI事業のLCCの公共を徹底願いたい。 民間団体
- 25) 公共側が想定している予算規模、VFM等が不明なため、提案作成の障害となっている。PSC、PFI事業のLCC及びVFMの算定根拠と数値の公表をガイドラインに定める。 民間団体
- 26) VFMの計算においては融資費用・手数料や金融機関の弁護士費用、開業準備費（大型案件で、実際は億単位にかかるものも、非常に低額で計上されていることが多い）、運転資本、予備費等が適切に計上されていない場合が多い。これは、リスク調整をせず、単純な価格比較でVFMを出そうとしていることに起因していると考える。リスクの定量化、民間事業者に当然発生する費用については、ある程度の精度を持ったガイドラインを策定し、VFM検討の精度を案件間にばらつきのないように統一することが必要と考える。また、依然として、ライフサイクルコストの削減率を設定し、VFM発生のメカニズム的な検証、移転したリスクの定量化、市場調査による検証などを行わず、単純にPSCにその削減率を乗じてVFMテストを行っている案件が多いと考える。こうした手順についても、必要最低限のVFM発生の検証手続きをガイドラインで統一することが必要と考える。 意見募集
- 27) VFMにおけるLC設計、LC評価について共通の土俵がないため、結果としてトータルなVFM評価となっていない事例が多い。PSCの算定は事後保全ベースではなく、PFI事業のLCC算定と同様、予防保全ベースで行われるべきと考えます。PFI事業のLCC算定において、多くの項目について従来以上の水準が設定されており、VFM評価と要求水準との整合が取れていない。VFMの算定根拠、判断基準（リスク定立化の内容）及び内訳、定性的評価の場合の評価方法などが不明確。（特に維持管理の算定についてばらつきが多い） 意見募集

- 28) VFMガイドラインの拡充・見直しについて、行政内部でのPFI導入検討段階で建設費の削減率や市中金利、割引率、DSCRなどの財務指標、リスク移転などが不明で、VFMの可能性が問題になり、導入可能性調査費の要求ができない状況にある。PFIを一層効果的に活用するためにも、VFMのガイドラインを拡充・見直し、実務レベルで活用可能なものとするべき。

意見募集

2. 入札・審査

- 29) 基本方針ではPFIについては総合評価一般競争入札を基本とする旨が記載されている。総合評価一般競争入札はPFIの入札方式としては望ましくない点が多いと言われており、望ましい入札方式のあり方の検討を進めることが必要である。また、現在でも関係省庁申し合わせにより総合評価一般競争入札において契約書案の修正がある程度可能とされるなどの運用の改善が行なわれている。こうした、現在でも対応可能なことについてはガイドライン等で周知してゆくことが必要である。 民間団体
- 30) 「関係省庁申合せ」で可能とされている、総合評価一般競争入札方式における多段階選抜、入札前協議、落札後の契約変更については、その旨をガイドラインに書き込み、申し合わせ内容について、地方も含めて周知を図る必要がある。 民間団体
- 31) 現在、事業者選定において一般競争入札が原則とされているが、公募型プロポーザル方式の採用もそのなかに加えるよう、基本方針および「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を改める。一般競争入札を基本とした入札方式が多く採られているが、さらに、PFI事業において運営重視型案件の出件や民間の自由な創意工夫を促進するなどを考えた場合、こうした仕組みだけでは良いかには疑問もあり、透明性公平性の原則を貫いた上で随意契約の枠組みの中でより民間発意の促進や受容を可能にするような方式としての観点で公募型プロポーザル方式の活用も選択肢として対等にとらえておくことが望ましいと考える。 民間団体
- 32) PFIにふさわしい入札方法についての検討を進める。PFI法附則第3条は、入札制度の改善の検討を踏まえつつPFI事業における民間事業者選定のあり方についての検討と必要な措置を講ずることを定めている。PFI制度の趣旨や現在までの経験をふまえて、PFI方式にふさわしい入札方式の検討を開始する必要があるものと考えられる。 民間団体

- 33) 応募費用の官側からの補助について、その実行を促進する。民間側
側に応募負担軽減の方法として、応募費用の官側からの補助がある。PFIについては応募にあたっては民間側では施設設計、運営、金融など多面的な検討が必要であり費用も多額に上る。また、応募書類にはこうした検討の成果が詰まっており、それ自体傾聴するに値するアイデアやノウハウが含まれるものであって、官側にとってもその後の政策検討の参考に供することができるなど有為なものである。こうした点も考慮し、VFMの範囲内で応募費用の官側負担についてその促進を図ることが重要である。 民間団体
- 34) 公平性の原則は情報の共有化のみならず、実質的に対等な競争条件が設定されることも実現に必要である。公平な競争条件(Level Playing Field)の確保できるようすべての民間事業者に平等に応募条件が明確に示されることは特定の事業者だけが可能になる要素を評価に組み入れたり、VFM算出に含めることは合理的な理由なくして適切ではない。公平な競争条件の確保は公共の責務である旨、基本方針にうたう。 民間団体
- 35) 審査の妥当性を高めるため、審査のあり方や審査委員会のあり方について改善を図る。PFIにおいては、応募負担が大きいことから民間側にも妥当性の高い適切な審査を求める声大きい。それはPFIが施設運営と公共サービス提供を含む長期間の事業であることを考えれば官側にとっても重要であろう。現在の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」には4-1-(11)に審査方法につき、外部のコンサルタントの活用や、審査委員会を設ける場合の注意事項として、メンバーの事前公表や位置づけの明確化、複数委員の評価等客観性の確保が定められているにとどまるが、より適切な審査を求める意見が民間側には強く、そのための方法についてもガイドラインで言及しておくことが必要である。公正妥当な審査の促進のために考えられる方法や考慮すべき点につきガイドラインに追加記載することが望まれる。また、審査委員に求められる負担に比べて報酬が少ないなど、審査委員の役割と報酬とのバランスにも考慮することが必要である。 民間団体

- 36) 事業者の選定については、価格以外の内容面の評価をより反映できるようにする。JAPICの実態調査（平成15年9月）では、選定事業者に選ばれた者は、価格順位がわかっているものではその3分の2の案件で価格順位1位のものが選定されているなど、価格重視の事業者選定になっている。PFIにおける事業者選定は長期にわたる公共サービスの提供内容を決めるものであり、内容面の審査が重要になる。また、結果的に価格が過度に重視された場合、PFI事業の安定性を阻害する要因となる可能性があり、審査に当たってはIRRやDSCRから経営の安定性やリスク管理といった面での審査も重視することも必要になる。民間団体
- 37) PFI事業については官民ともにその実行に伴う費用が大きく、その減少が必要である。官側の費用負担としては可能性調査やあるいは実施方針等の作成、官民対話のコストとなろうが、その削減のためには作業の標準化や担当者の熟練度の向上などにより図ることが重要である。こうしたことは、官民対話の効率化を通じて民間側の費用の削減にも寄与する。民間側としては応募書類の検討と作成にかかる費用の大きさの縮減が必要である。そのためには、「PFI実施プロセスに関するガイドライン」にも応募書類の限定化などが上げられているが、他にも2段階選抜といった考えもある。いずれも、今後引き続きPFI案件が増え蓄積されてゆくことでその具体的な方法もより明らかになろう。現時点でも、今までの経験を元にガイドラインの記述をより実務に則し、充実させることが望ましいと考える。また、審査について、民間からは応募負荷が大きいだけに納得の行く審査を求める意見が大きい。審査のあり方についても、より公正な審査のあり方につき提言する。民間団体
- 38) 負荷軽減のために2段階選抜の活用を促進する。これは軽易な応募資料により1段階めで応募者をふるいにかける、当選可能性の低いものを除外しようとするものである。これは、公共側の審査の負担も軽減させるものでもある。民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せで2段階選抜については「事業についての基本的考え方、施設の設計、建設、維持管理、運営についての考え方、資金調達やリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提出させ・・・」と記載されており、このような「考え方の論文選考」において選抜する方法もある。あわせて2段階選抜を導入する趣旨や導入の方法について「PFI事業実施のプロセスに関するガイドライン」ステップ4に記載する。民間団体

- 39) 民間側の応募負荷軽減の方法として、応募書類の内容を公共側の事業目的等に照らして重点化することも重要である。それについては「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」4-1(5)に評価項目、評価基準、提案書について必要とする内容を明確にすることが記載されているが、その徹底が必要であり、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に加筆する 民間団体
- 40) 契約は長期間の複雑な権利義務関係を定めるものであり、官民対等の意識をもって、官民の対話や契約の交渉、事業実施にあたることが重要である。その旨をPFIの原則として基本方針にうたう。 民間団体
- 41) PFIの成功には有効な官民の対話が必要である。現在のところ、質問意見の回数が少ないなど、官民対話が単なる通過儀礼になっている懸念がある。PFIにおける官民対話の促進のための方策が必要と考える。 民間団体
- 42) PFIでは民間意見を取り入れることや官民対話が必要であるが、個別のステージにおける対応を定めた「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では不十分であり、PFIの全課程を視野に実質的な官民対話実現のための手順をガイドラインに書き込む。こうした観点で「PFI事業実施のプロセスに関するガイドライン」を改訂する。官民の対話にあたっては応募を予定する事業者のみならず、金融機関などPFIに関わる多くのセクターからの意見徴募が行われることが望ましく実施方針の公表等にあたってはプレス発表などを活用し広く周知を図りたい。 民間団体
- 43) PFI事業は長期に亘るためお互いに納得の行く契約交渉を行うことは必須のことである。また金融面からも、契約交渉における調整により融資の円滑化が図れることがあり、重要な観点になる。落札後の契約の精緻化作業を認める旨を、「PFI事業実施のプロセスに関するガイドライン」に記載する。 民間団体
- 44) PFI事業に適した入札・契約制度を検討する為の調査を実施する。(国内の実態調査及びEUの入札・契約制度の見直しに関する調査)。 民間団体
- 45) 総合評価一般競争入札における絞り込みについての手続きを明記する。 民間団体
- 46) WTO政府調達協定の対象で、国及び地方公共団体の特例政令の適用事業を随意契約(公募型プロポーサル)できるように改正する。 民間団体

- 47) 民間事業者の参加費用低減のために募集要項において一定額を公共部門側が負担する仕組みを明記する。 民間団体
- 48) 多くの国のPFI事業或いは一部の地方自治体が推進するPFI事業のプロセスの透明性は低いと言わざるを得ない。基本方針では、選定の結果を適宜速やかに公表することが規定され、「協定等は公開すること」と規定されている。協定等の公開度ははかばかしくない。透明性は「公共サービス」の原点であり、透明性が確保されない事業者選定のプロセスは既にPFI事業方式の健全なる発展に著しく悪い影響を与えている。透明性原則がすべての問題の解決策或いは解決策への道筋であると考ええる。 民間団体
- 49) 民間事業者（コンソーシアム）が提出する事業提案の事業採算性は極端に低いものとなっており、制度が如何に改善されても、事業の継続性は危うく、公共部門、民間部門の双方にとって失うものが大きい結果になりかねない。バランスの取れた事業採算性が高く評価される審査基準を作ることが重要であると考ええる。 民間団体
- 50) 国のPFI事業の審査基準における総合評価値の計算方式として除算方式に加え加算方式も選択できるようにする。 民間団体
- 51) 民間の最新技術や創意工夫を最大限発揮できるようにするためには、公共側が施設等の仕様について詳細に規定（仕様発注）するのではなく、性能発注を行うことが重要である。 民間団体
- 52) 「関係省庁申合せ」で可能とされている、総合評価一般競争入札方式における多段階選抜、入札前協議が可能であるという点について、「プロセスガイドライン」に明記すべき。 民間団体
- 53) 将来的には、他段階選抜、入札前協議、落札後の契約書案等の変更について法律ないし政令レベルで位置づけるべき。 民間団体
- 54) 補助金、税制上の措置、地代支払いは入札価格の算定に影響する。プロセスガイドラインに、補助金、税制上の措置、地代等に関する適切な前提条件を設定し、客観的に入札価格を評価すべき。 民間団体
- 55) 審査委員会の委員に、実務経験豊富な人材の確保と委員名の公表を徹底すること。 民間団体
- 56) 民間事業者の選定に際し、評価に対する疑義受付や第三者による調停の可能性について、プロセスガイドラインで言及する。 民間団体

- 57) 民間事業者選定において、価格以外の要素に十分配慮するよう「プロセスガイドライン」に明記すべき。加算方式を採用し、非価格点の配点を高くすること 除算方式を採用する場合、加点分の配点を高くすることを推奨する旨記載すべき。 民間団体
- 58) 民間事業者に期待されているノウハウ、創意工夫等の発揮のためには公共側が明確なコンセプトを提示することが不可欠であるため、実施方針に「事業のコンセプト」「求められる創意工夫」について具体的に明記するようPFI法第5条第2項に定める。 民間団体
- 59) 入札参加資格の要件において、経営事項審査点数や1件あたりの工事実績が高く設定されており、中小・中堅建設企業が入札に参加できないケースがあるので、多くの企業が入札参加できるようにして頂きたい。 民間団体
- 60) 入札参加募集にあたり、公共側に意図が充分伝わるよう、入札説明書等において当該事業の目的を詳細かつ具体的に記載願いたい。 民間団体
- 61) 提案書作成までに掛かる費用（各社の提案にかかる経費及び基本設計、維持管理・運営計画、事業収支計画、財務・法律等に係るコンサル費用等）について、落札できなかった場合、応募者に多額の負担が生じることになるので、公共側は提案報奨金のような助成措置を講じて頂きたい。 民間団体
- 62) 事業者選定の為の審査基準において、総合評価計算方式として除算方式と加算方式がある。先行事例においては、除算方式と加算方式がある。先行事例においては、除算方式が価格重視となる傾向があることより、極端な低価格競争を助長することが多く見られる。非価格要素の評価が全く総合評価に反映されず価格のみで決定した事例もあり、公共側の要望した公共サービスの水準を実現できるかも危惧される。一方、加算方式は価格要素と非価格要素の配点を自由に決めることができ、特に非価格要素の配点を重視する場合に最も適切な方式となっている。従って、加算方式の選定方法を奨励するとともに、除算方式を採用する場合は加点分の配点を高くし非価格要素重視の審査方法を採用願いたい。 民間団体

- 63) 落札者（優先交渉権者）の選定に当たっては、多段階選抜方式（審査を2段階で分け、一次審査では事業に関する基本的な考え方や施設的设计、建設に関する考え方等を審査することで応募者を絞り込み、二次審査では詳細な事業提案を求める方法）を採用願いたい。また、一次審査については、簡易な様式を定め、二次審査においては提案書のページ数、提出部数を最小限に制限願いたい。 民間団体
- 64) 実施方針公表から事業者の応募までの期間、募集から提案（入札）までの期間等において、応募者が十分検討でき、かつ公共側との意志疎通が図れる期間を設定願いたい。 民間団体
- 65) 平成15年3月20日「関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ」については、多段階選抜は資格審査の際の絞込みであって提案審査ではないと理解せざるを得ないこと、落札後の協議は「協定締結時に変更が一切許容されないものではない。」という二重否定の書きぶりの意味、「他の競争参加者が当該落札者より有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更」が具体的にどのようなものなのかが不明であるなど、実務的にどこまで踏み込んでいいのか判断としない。よって、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関して、契約当事者間の自由度を増す方向で「関係省庁申合せ」の具体化を図り、柔軟な対応が可能となるように配慮していただきたい。 地方公共団体
- 66) 都道府県の場合は、W T O 調達に係るものは総合評価一般競争入札による事業者選定が定められている。この入札方式には、公募前の段階で事業者（入札予定者）との十分な意見交換や仮提案の受理等、発注者の意図を十分に事業者理解させる工夫が取り入れにくい。落札後の価格交渉はできないため、落札後における契約内容の調整については、V E の範囲に限定され、柔軟性に欠ける。といった、病院 P F I 事業における事業者選定方法としては問題点があるため、次の点について改善を検討されたい。
- W T O 案件でも、特に病院事業などソフト面が重視される事業にかかる P F I 事業については、公募プロポーザルによる事業者選定の方法を認めて頂きたい。仮に公募プロポーザルによる選定が認められずに総合評価一般競争入札による事業者選定を行わざるを得ない場合でも、契約内容等の調整においてより柔軟に対応が出来るよう配慮して頂きたい。
- また、入札前に事業者と十分に意見交換をすることも、入札の趣旨を損なわない限り積極的、十分に行うべきとの指導を進められたい。

- 67) 一般競争入札で事業者を選定する際の採点方法として、除算方式と加算方式があるが、そのどちらを採用するかは、まちまちである。一般に、除算方式の場合は、性能点を価格で割ることから、価格重視の方式とされている。また、高性能で高価格の場合と低性能で低価格の場合との得点差が生じにくく、いわゆる「安かろう悪かろう」といった提案が採用される懸念がある。一方で、加算方式の場合は、価格点に性能点を加えることから、性能重視の方式とされている。加算方式を採用した場合には、性能面でどれだけ得点を稼ぐかという競争環境が生じることから、民間の発想や創意工夫を最大限活用するというPFIの理念に合致した手法といえる。また、価格点と性能点の間で適切なウエイト付けをすることによって、案件ごとにどちらを重視するかを選択することも可能である。よって、PFIの事業者選定方式については、加算方式を標準とすることを、国において、準則として示していただきたい。
- 68) 要求水準書が不明確で発注者の意図が把握しづらい事例や従来の仕様書に近い詳細にわたる要求水準書を提示される事例がある。
PFI推進委員会の下に専門家によるワーキンググループを設け、要求水準書作成のための新たなガイドラインを策定する。
- 69) 審査委員の資格、選定基準が不明確なため、提案内容評価の公平性、適正性に疑問の残る事例が散見される。審査委員の選定、委員構成、審査結果公表のあり方等をガイドラインに定める。併せて審査委員会制度の是非について再検討する。
- 70) 選定基準が価格偏重であるため、民間事業者は過度の価格競争を強いられているため、価格以外の要素を高くするなど、適正な評価基準の設定についてガイドラインに明記する。
- 71) 事業参加にあたって民間事業者の人的、金銭的負担が大きいため、提案書ページ数に制限を設ける等の具体的措置をガイドラインに定め、併せて提案段階で取り消しとなった事業の補償措置、応募費用の補填等を募集要項に明示すべき旨定める。
- 72) 多段階選抜、優先交渉権者選定後の契約協議が制度的に難しいため、PFI事業の特性にあった事業者選定が行われない。PFI事業に最も適した事業者選定および選定基準について、日本独自のPFI調達手法を制度として確立させる。

地方公共団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

- 73) 評価基準・項目、配点等について弾力的かつ柔軟な追加・変更を認めるべき。公共施設の最適配置を達成しつつ余剰地についても最有効利用が図れるよう、公共施設と民間収益施設の一体利用や余剰地の随意での売却等の提案も評価の対象とすべき。 民間団体
- 74) 評価基準・項目、配点等について弾力的かつ柔軟な追加・変更を認めるべき。PFI事業の目的が質の高いサービス提供＝公共財産の効率的活用であり、VFM算定および事業者選定に際しては民間収益施設の収益性（地代収入、税金、その他収入）も適正に評価に反映すべきである。 民間団体
- 75) 参加者の負担を軽減するため、提出資料を必要最小限の程度に簡素化するとともに多段階選抜方式、入札前協議の活用等を図ることとし、その旨をガイドラインにて明記すべきである。 民間団体
- 76) 公共側の都合によりPFIを断念した場合、参加表明書を提出した企業に対してはそれまでに要した経費の補償を行って頂きたい。 意見募集
- 77) 提案費用の負担が大きいと、落札できなかった場合、提案費用の一部として一定の報償を応募者に支払うという制度を規定して欲しい。 意見募集
- 78) 入札金額の上限が公表されていないため、提案価格が上限を超え失格となる可能性がある。提案書作成費用を民間側が負担する場合、入札の上限価格の公表を行い、提案書作成の労力が無駄とならないよう配慮して頂きたい。 意見募集
- 79) 提案書作成負荷が大きいと、入札参加意欲が減退してくる可能性も考えられる。何らかの改善策を講じてほしい。 意見募集
- 80) 構成企業の参画条件として、建設業務担当会社が一定の経営事項審査点数を保持していることが要求されることが多いが、下限点数が極めて高く設定されている場合がある。経審を設定する場合の基準根拠を付記してほしい。 意見募集
- 81) PFI事業は公共に資する「高品質」の建築物及び土木構造物の創造のために実行されるべきと考える。特定事業の選定に関して、個別事業の情報、選定経過、調達・評価プロセス等ができるだけ早い時期において事前開示されるべきである。また、企業の応募手続の標準化・合理化を勧奨する。 意見募集

- 82) 選定基準における定性面の点数が個々の選考委員の基準に委ねられているのではないかと懸念されている。選考委員全員での当該案件に対する確認基準がないため点数基準が各委員によって異なり、その差の客観的説明がない主観的な選定結果になっているように思われる。PSCより30～40%以上も低い金額を提案した事業者が、安全性、品質に優れた施設整備や維持管理等に対する適切な金額であると、どのようなかたちで判定しているのか。SPCは企業であり、健全な法人としての適切な利益、配当、事業税等の納入などの権利と義務を有する。このような低い提案金額でSPCが企業としての健全な態をなしているのか。資金不足になれば追加融資や追加出資を行えばいいといった安易な収支計画になってはいないか。当初より健全な企業としての収支計画が検討されているのだろうか。上記のような内容の判定は、残念ながら皆無に近く、単に低い提案金額に定量面で満点が与えられ、維持管理期間中での危うさを先送りしているだけと考える。
- 83) 事業者選定の手続きは「公共事業の入札、契約手続きの改善に関する行動計画」及び「WTO政府調達に関する協定」に準ずるよう勧奨する。また、事業者選定にあたっては、国際的な建設技術が事業者選定や特定のための基準のひとつとして積極的に評価されるべきと思料する。なお、事業者の非選定理由は書面にて具体的に応募者へ伝達されるべきである。
- 84) 現在、PFIでは事業者提案の評価基準と評価点が示され、それに基づいて学識経験者や発注者幹部が審査を行い、点数によって事業者が決定されている。しかし、この方法に対しては評価基準が明確で無いとの改善要求もあり、評価に関する訴訟も起きていることから、評価方法の抜本的な見直しを英国の事例を参考に行うことが必要であると考えられる。
- 85) 採算を無視した低価格で落札されるケースが散見されるが、VFMが出る限り、予定価格を設定しそれ以下は評価しないような方法を取るべきである。
- 86) 審査委員会について、透明性を確保することを考慮し、意図的な配点を避けるためにも各審査員がどの提案書に何点つけたかを公表していただきたい。
- 87) 事業者を選定する審査委員会の透明性を確保するため、公開することがあってもよいのではないかと懸念されている。

- 88) 事業者選定に当たっては、SPC内での資金の配分等、事業の根幹に関わる事項がどのように決定されるかについて、十分審査することが必要と考える。また、SPCの出資者から独立して、事業全体のために判断を行う仕組み（プロジェクト・マネージャー等）につき、その役割等のガイドラインを定め、採用を義務づける等の措置が必要と考える。 意見募集
- 89) 現在多く用いられている事業者選定方式は、評価点÷事業費であるが、この選定方式は、評価点を高めるよりも事業費を下げた方が容易に選定評価を高めることができるため単なる価格競争になりがちである。VFMを正確に評価できる事業者選定方法を選別するため、各事業特性により価格要素と性能要素の割合を定める事業者選定方式として事前に評価方法を公表するなど透明性の確保を図るべきである。 意見募集
- 90) 審査において、より公平で透明な仕組み作りをして頂きたい。公開審査、審査委員会の議事録の公開等、従来の公共事業の不透明性を打破できるような仕組み作りをして頂きたい。また、審査委員会のメンバーも専門性が高く、事業者側の提案内容を十分に理解し適切に評価できる人を選任して頂きたい。 意見募集
- 91) PFIは「性能提案（発注）」を基本としているが、要求水準書の記述では、詳細設計時に「仕様」を求められている場合もあるため、要求水準書に、「性能」と「仕様」の明確な区別の記述が必要と考える。 意見募集
- 92) 実施方針及び特定事業の選定について、英国の事例を参考にしつつ、詳細について検証し、見直すことが必要と考える。 意見募集
- 93) 現在、民間事業者からの質問は書面で受け取り書面で全員に回答するという手法がとられているが、十分な回答になっていないケースが目立つ。事業に前提条件を明確にすることは良い提案を出す為には不可欠であり、英国の事例を参考に、質疑の方法を改善する必要がある。 意見募集
- 94) 要求水準書は入札説明書と同時に公表されるケースが多いが、事業に応札するか否かはこの要求水準書の内容に大きく左右される。従って、入札説明書の公表前に（できれば実施方針と同時期に）公表して頂きたい。 意見募集

- 95) 実施方針の段階では、質問の機会はあるが一方向的に官側からの考えを示すだけで、ほとんど事業者の意見が官側に反映されることがなく落札後、契約内容について事業者と官側の交渉が難航するケースも少なくない。事前のヒアリングの機会を増やす等、事業者からもっと意見を吸い上げる仕組み作りをするよう要望する。また、契約書は入札公告時に公表されることが多いが、質問機会はあるものの事業者の意見はほとんど反映されず、結果として官側の考えのみが強く反映された契約書になっている。契約書(案)の段階で早期に公表し(実施方針公表時等)、事前に意見を広く取り入れ、よりお互いの利点を生かした契約書を作成できるような仕組み作りをして頂きたい。意見募集
- 96) 入札説明書等の説明会は公表されてから一週間以内に開催する案件が散見されるが、せめて10日前に説明会の日程だけでも事前に公表していただきたい。また、入札説明書を棒読みする説明会が多いが、詳細を説明していただきたい。意見募集
- 97) 基本方針およびガイドラインでは、VFMの算定は「民間事業者からの税収その他の収入等を適切に調整する。」となっているが、実際には反映していない案件がほとんどであり、財政負担削減への貢献を正しく評価できていない。民間収益部分から生ずる地代や税収等を、リスクを調整した上で価格評価の対象とすべきよう基本方針またはVFMガイドラインを改め、事業者選定についても、同様に改める。また、予決令に基づく国務大臣と財務大臣との包括協議においても、入札価格に税収・地代等を適切に調整した価格を基本とする旨を定める。意見募集
- 98) 総合評価一般競争入札が多いため、運営要素が多く複雑な事業については公共側の要求水準が民間事業者に十分理解されずに提案書がかかれ、契約を締結する段階で、双方の認識が違い、費用的な調整や要求水準を下げるようなケースが多く見られる。複雑な事業については、民間事業者をある程度絞った提案前の段階で、要求水準を一致させるための交渉を行うことが、総合評価一般競争入札の場合でも必要ではないか。モニタリングに関する方法論と支払方法が実務的なレベルで詰められないまま、契約が締結され、民間事業者も金融機関も当該リスクを飲み込んで事業が開始されている。契約締結前での方法論や条件の明確化を実務レベルで行う必要がある。意見募集

- 99) 要求水準書について、許容範囲等の性能の低下、向上に関する事項や保守及び修繕業務において、明確に性能の許容範囲について示す必要がある。また、用語の定義と費用負担を明確にすべきであり、これらが明確になっていないと適切な評価が行えないと考え
- 100) 業績監視の方法や修繕の判断基準を明確にし客観性や合理性を保つ必要がある。また、修繕や維持管理の水準に関して見解の相違がないよう建築物評価資格者制度等の体制や診断方法を明確にしておく必要がある。民間側からの提案を求める場合の評価方法やインセンティブについての記述が不十分である。

意見募集

意見募集

3. リスク分担

- 101) 指定管理者制度をPFI事業に併用する場合、PFI契約の障害にならないように条例を定める。地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたため、PFI事業者が公の施設であっても料金の決定や直接収受が可能になった。指定管理者制度の運用がPFI事業の協定と矛盾しないようになされることが重要である。民間団体
- 102) ボーナスだけでなく、ペナルティーも運用することも考えられる旨ガイドラインに記載する。モニタリングによるペナルティーは現状でも多くの案件で行なわれているが、ボーナスのある案件は少ない。ボーナスを運用することで、事業としての魅力付けを行なうことが可能になり、資金調達の上でも有利である。民間団体
- 103) 契約交渉中に行政側が一方的にPFIを断念した場合には、その理由により落札者もしくは優先交渉権者への補償（応募作業や契約交渉に要した費用等を含む）が必要になる旨、「PFI事業実施のプロセスに関するガイドライン」に明確に書いておく。民間団体
- 104) PFI事業において透明性、公平性、民間資金活用、契約主義等の原則が定められているが、現状の制度でその障害になるものを取り除き、諸原則の意味合いをあらためて基本方針等に明記する。また、PFIの基本は官民の権利義務関係や役割、リスク分担を契約で明確に定めることであるが、国立大学法人等現在は法制度上の問題で権利義務関係が明確にできない場合もあり、何らかの対応が必要。また、PFI事業の発案には事業性評価や法務的検討が重要な意味を持つためコンサルタントの果たす役割も大きい。民間団体
- 105) 官民の権利義務や事業破綻時の責任分担は契約で明確に示すことが原則になっている。については国立大学法人、独立行政法人がPFI事業を行なった場合、現状はこうした法人が解散に至った場合の処置や所轄官庁との財務上の関係などが明確でない。債務の履行の確実性が必要であり、制度上の不明確さを除く必要がある。民間団体
- 106) 地方公共団体の事務組合について、事務組合が解消された場合や規約が変更された場合によりPFI事業が影響を受ける場合の債務の継承について明文化が必要であり、PFI事業を行なった場合の債務の履行の確実化が必要である。民間団体

- 107) 官側の要求による付帯事業については、過度なリスクを民間に押し付けないよう配慮が必要。官側が要求する付帯事業に対する事業性評価を十分に行うことが必要。付帯事業に対する民間の任意性を高めることも必要である。 民間団体
- 108) 現在の「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」は考えられるリスクを列記しながらも、「リスク分担を明確に取り決めておく」といった記載が多くなっている。その一方ではPFI案件の出件数が増加するに連れてリスク分担のあり方に問題点も出てきており、今日までの経験もふまえて具体的なリスク分担に関する考え方をガイドラインに書き込むことが必要であると考えられる。 民間団体
- 109) 「リスクをよりよく管理できる者が当該リスクを分担する」との原則を徹底する。PFIにおけるリスク分担は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において「リスクをよりよく管理できる者が当該リスクを分担する」と記載されている。これは、公共が管理できないリスクを民間に負担させる考え方ではない。 民間団体
- 110) 税制改正や法令改正のリスク、補助金のリスクについては公共側負担が原則になる。また、不可抗力リスクを民間負担とするときは上限を設けるよう「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」に記載する。官側の裁量性のあるものを民間リスク負担とすることは、民間側にリスク管理能力がないことから適切ではない。また、不可抗力リスクは無限大になる可能性があり、そのような形での民間負担は適切ではない。 民間団体
- 111) 需要リスクの適切な分担を進めるよう「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」に記載する。PFI実施案件実態調査（平成15年8月）において、民間側から見てクリティカルなリスクとして需要リスクをあげるものが多かった。需要リスクへの対応には需要減少時の対策が取れることが重要で、例えばPFI事業者サービス価格決定等の権限等も必要となる。また、需要減少要因の所在や蓋然性なども影響する。前記JAPIC調査結果は、リスクの分担がこうした事業の特性や組立てとうまく合っていないケースがあることを示唆しており、事業ごとに民間意見を聴取し熟慮することが必要である。 民間団体

- 112) 施設の瑕疵担保責任につき、「契約に関するガイドライン」に準じた適切な運用を図る。BOT方式において、事業終了による施設引渡し後の瑕疵担保責任については、既に利用に供されている施設であり、瑕疵担保責任の期間を短期間に限定することが必要。当然、事業期間が長い案件では瑕疵担保責任期間は短縮化されるべきである。BOT方式の場合は、施設の引渡しから一定期間で瑕疵担保責任の期間を設定する。運営段階の施設の管理状況については公共側はモニタリングなどでチェックしているので、事業期間後に官側が問題にするのはそもそも不適切であると考えられる。
- 113) 公共帰責解約時の補償の内容につき、PFI契約に関するガイドライン5に明記する。現在のガイドラインには公共帰責時における補償について具体的な記述がない。認められるべき補償の内容については、ガイドラインに記述しておくことが必要である。
- 114) ステップインにおいては、公共側も公共サービスの提供責任の立場から十分に役割を果たすべき。公共サービスの提供はそもそも公共の責務であるが、PFIにおいてはその効率化のため契約によって権利義務関係、責任分担を明確化し民間に委ねている。ステップインについては、金融機関はプロファイのリスク最小化の観点からその権限をもつことが必要であるが、公共サービスが遅滞なく継続されるという観点が重要であり、そのために金融機関による確実にステップインが行なわれるようなDA契約のあり方が必要になる。また、金融機関によるステップインが不調に終わった場合等、その金融機関に対する措置も含め、当該PFI事業の継続につき公共が責任を果たすことが必要である。
- 115) 公の施設に係る「指定管理者制度」の導入に伴う関連ガイドラインを改訂する。
- 116) 指定管理者について、公共側は「適当でないときはその指定を取り消し、業務の全部または一部の停止を命ずる」ことができる(地方自治法第244条の2第11項)。よって、条例において「指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項」(地方自治法第244条の2第4項)を詳細に定め、公共側と民間事業者側の権利義務を明確化することが重要である。

- 117) PFIの事業期間と占用許可期間に不一致がある場合、事業期間中に占用許可期間が終了してしまい事業が頓挫するリスクが皆無とはいえ、融資金融機関等にとって重大なリスクの一要素であり、SPCが資金を調達する上で条件が不利になる可能性がある。各種事業法に定められた占用許可期間に係らずPFI事業期間を通じて占用許可が得られるよう法的措置を要望する。 民間団体
- 118) 公共側には、「契約によって将来の議会の拘束できない」という考えの下、PFI契約の解除等に伴う補償支払等は新たな債務負担行為であり、改めて議会の議決を経なくてはならないという考えがあるが、清算行為自体が契約上の支払負担であることに鑑みれば、補償等の契約上当然履行されるべき義務は当初の債務負担行為に含まれると解するのが妥当であり、「契約ガイドライン」上その旨明示すべきである。 民間団体
- 119) PFI事業の安定的継続の観点からは、民間事業者側に債務不履行が発生しても、その事実をもって事業契約等の終了事由とはせず、融資金融機関が、当該プロジェクトを遂行する上で必要な一切の契約上の権利、資産を公共側との協議を経た上で一時的に譲受し、あるいは自らが推薦する第三者に譲渡することで事業の継続を図るStep-inについて契約上明示しておく必要がある。Step-inの取扱いをより明確化すべく、「契約に関するガイドライン」上、あらかじめStep-in時の取扱いを契約上明記しておけば改めて議会の議決を経る必要はない 地位譲渡によって契約上の権利、義務が変更されない限りは代替事業者の入札も不要である旨明記すべきである。 民間団体
- 120) 不当に高額な違約金は、民間事業者の参入意欲を引き出しVFMを向上させる上でディスインセンティブであり、違約金をどのように位置付けるかは、契約段階での当事者間の問題であるが、一定の指針を示すことが有益と考える。具体的には、「契約に関するガイドライン」5-5において、違約金を予定賠償(民法420条)と位置付け、実損額の請求は違約金の範囲を超えてはならない旨契約上定めることが可能である旨明示すべきである。 民間団体
- 121) 契約解除に至った場合、直接協定に基づいた協議によって、融資金融機関等を含む当事者間の合意の下、最適な方法が選択されるのが通例である点を踏まえ、「契約に関するガイドライン」5-4をより当事者の合意を強調した表現とすべきである。 民間団体

- 122) 国が自らの都合でPFI事業を中断した場合、国側の判断で借地権を取り消すことができるという条項が契約に盛り込まれるケースではPFI事業の中断に伴い入居テナントは立ち退きを迫られることになるが、立ち退きリスクを含んだ物件は商品価値が低くなり収益性の面で問題を生じる可能性がある。「契約に関するガイドライン」1-8において、合理的な理由なく借地権を制限するような条項が盛り込まれないよう一定の指針を示すべきである。 民間団体
- 123) 民間事業者にとっては独立行政法人の信用力を制度的に評価することが困難である。この点、個々の独立行政法人に対する国の支援措置を明確化することで、民間事業者のリスクに対する予見性を高める必要がある。 民間団体
- 124) 地方自治体レベルで長期に渡るリスクを予測や負担するのは困難である。予見されるリスクの一覧、その分担等に関するデータ等があれば御提供いただきたい。 地方公共団体
- 125) 都市計画法に基づく開発許可に係る手続や公物管理上のPFI事業期間と占用期間の一致について、SPCの場合も公共と同様に行なえるようにしてほしい。 地方公共団体
- 126) このたびの地方自治法改正で公の施設について指定管理者制度が導入されましたが、PFI法で施設の管理委託を包括的に行う場合、地方自治法に基づく指定管理者の指定手続とPFI法に基づく民間事業者の選定手続の両方を行う必要があると思われるのですが、この関係を整理した情報があればお願いします。現在はまだ地方債制度が機能していますので、標準的な割引率を国の方で公表してもよいと思うのですが。 地方公共団体
- 127) 「指定管理者制度」では議会の議決をもって民間事業者が「公の施設」の管理代行を行うことを可能にしているが、そもそもPFIの事業手法でその施設の建設、運営、維持管理を行うという決定だけで十分ではないかと考えられる。「指定管理者制度」の中にPFI事業の除外規程を設けることを提案します。 地方公共団体
- 128) 先行企業の多くは、施設建設に当たって、出来高払いもなく竣工一括払いを余儀なくされているケースが多く、多額の初期投資額を用意することが困難な中小・中堅建設企業の参入の妨げとなっている。PFI事業は公共施設の整備であり、通常の公共事業と同様に前払金保証制度や金融保証制度が活用できるよう措置願いたい。 民間団体

- 129) P F I事業期間よりも各事業法で定められた占用許可期間の方が短い場合がほとんどであり、P F I事業期間中に占用許可が更新されないリスクが存在し、リスクが存在する以上、資金を調達する上で不利となる可能性がある。逆に、更新の許可を拒否することが通常あり得ないのなら、P F I事業期間を通じて許可を与えた方が合理的である。また、電柱や公園内の公共施設など一般の施設は、期間を定めないのであるから、管理者が許可期間を設定するのであり、P F Iのように事業の終期を定めているものは、その期間中の占用を許可するのが妥当である。よって、P F Iの場合は、各事業法の規定にかかわらず、P F I事業期間をもって占用許可期間とすることとしていただきたい。
- 130) 近隣住民からの要望等に対し、公共側から過剰な対応を要求される事例がある。近隣住民等への満足度調査を行う場合には、事業契約で定められたサービスの種類、水準に限る旨ガイドラインに明記する。
- 131) 従来 of 公共事業における官民の片務関係が払拭されていない。契約内容、リスク分担等は中立的立場の法律事務所等が検証する旨ガイドラインに定める。
- 132) 予測困難な長期修繕費用を算定させ、変動リスクを民間事業者に負わせる事例がある。当初契約では予測可能な範囲の長期修繕費用を定め、以後は一定期間毎に見直しを行う。
- 133) 民間側がコントロール不可能なリスクを負担させる事例があるため、民間側がコントロール不可能なリスクは公共側負担とすべき基本的リスクであることを基本方針に明記し、民間負担とする際には根拠を明示すべきことをガイドラインに定める。
- 134) B O T方式において事業終了後の瑕疵補償を求める事例が散見され、その補償を建設会社が負わされている。瑕疵担保保証の対象は最終年度に実施する修繕工事のみ、行使期間は1年以内とすることを事業契約に明記する旨ガイドラインに定める。
- 135) 民間側帰責事由によらない事業終了等で融資実行が遅れ、損害金支払債務が生じた際の負担が曖昧な事例がある。民間事業者に起因しない事由で発生する工事遅延、事業契約解除等に伴う損害金支払債務は公共側が負うこととしガイドラインに定める。

地方公共団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

- 136) 設計変更に関する契約上の規定が曖昧で民間事業者が負担を強いられる事例があるため、設計変更に関する考え方を基本方針に明示し、ガイドラインにて事例別に詳しく設定する。 民間団体
- 137) 民間事業全般に影響を与える税制の変更等による増加費用を民間負担とする契約が一般化している。事業に影響を与える事が明らかになった場合、サービス対価の変更を行うべきであることをガイドラインに定める。 民間団体
- 138) 公共側サービス対価が固定であるにもかかわらず、利用者の大部分が公共または不特定者が利用する施設の水光熱費を事業者負担とする事例がある。公共側サービス対価が固定されていて利用者の大部分が公共または不特定者である場合は、水光熱費を公共側負担とする旨ガイドラインに定める。 民間団体
- 139) 落札者決定後の契約内容変更についての柔軟な対応や継続的な公民協力による事業推進等、公民の適正なリスク分担について配慮が必要である。 民間団体
- 140) リスクの定量化について、VFMのガイドラインにも具体的算出方法、手順が示されていないため、適切にリスク対応コストを事業コストに反映させる仕組みを規定する必要がある。リスク負担について、当該事業に直接影響する税については公共負担、法人税等民間事業者に共通する税については、民間事業者負担というのが通例となっているが、公共との契約により経営の裁量が限定されざるを得ないPFI事業の性格から通常の民間事業者への課税とは異なった視点での配慮が必要である。修繕業務がPF事業に含まれる場合での、BOT・BTO等各々の方式における事業者が負担すべきリスクの考え方を明確にすべきである。 意見募集
- 141) 公募段階での契約書案を事業者に押し付ける傾向がある。官民での交渉の余地を拡大すべきである。 意見募集
- 142) 民間事業者選定後に設計変更を行った場合は、LCCの試算を行い、LCCの増減をしてほしい。事業期間が長期の場合、当初の要求水準通りに対応できるか不明であるため、事業期間にわたって固定せず、一定期間毎の見直しや協議規定を設けておくことが望ましい。BOT方式の場合、事業期間終了後の瑕疵担保責任について明確にしてほしい。 意見募集

- 143) 事業終了時の建物の状態を明確にしておく必要がある。そのためには性能低下の許容範囲や、事業期間終了後の建物の使用年数を明確にする必要がある。PFI事業のLCCと事業期間終了後も含めた本来のLCCが乖離や矛盾している場合があるが、事業期間終了後も含めたLCCの提出を求められることがあるため扱いが不明確になることがある。 意見募集
- 144) 長期修繕計画等の作成範囲と取扱いを明確にし、計画と実際との整合性を図る必要があるのか明確にすべきである。また、事業期間外の修繕計画を参考値として提出した場合、評価の対象となるのか否かについても明確にすべきである。光熱水費の負担区分や、低減に関する提案の評価方法なども課題である。 意見募集
- 145) 事業契約締結の際に議会承認が必要となるが、その議会承認のリスクを民間負担とする場合が多い。このリスクは民間では管理できないことから、行政サイドで負担すべきである。 意見募集
- 146) BTO方式の場合に、大規模修繕を契約に規定し義務化することは、応募者側のモラルハザードの誘因となりがちであり好ましくない。契約に基づく債務は、事業開始時から短中期に履行されるものに限定すべきで、15年超の将来の履行に関しては、社会や技術の変化や進歩により、不測のトラブルと受注のために敢えてこの種のリスクを小さく想定するモラルハザードとを引き起こしかねない。 意見募集
- 147) SPCとの事業契約における議会の承認リスクが民間側とされていることが多い。国際標準からみれば、明らかに片務契約であり、国のリーダーシップにより、是正をはかってほしい。将来、外国金融機関が日本の大型PFI案件に参加の際に問題となりかねない。 意見募集
- 148) BTO方式における割賦の支払い方法が、元利均等とされるケースが多い。事業期間中に金利の見直しが条件とされている場合は、元金均等方式として頂きたい。元利均等では事業開始当初の金利部分が大きいため、見直し時に元金均等よりも元金が大きく残り、将来の金利上昇リスクがその分大きくなる。また期間中の合計金利支払額も元金均等より大きくなり、公共側にとって好ましくない。 意見募集

- 149) 施設の耐用年数よりも短い期間にて契約を締結することが多いが、耐用年数の長い施設は長期の事業契約を締結すべきである。実際に契約終了時に改築工事をさせて契約期間終了後にも不具合リスクを事業者にとらせようとしているケースがあるが、リスクの過度の移転であるとクレームが出ている。契約期間が施設の耐用年数一杯まで延長できればこのような問題は発生しない。ライフサイクルコストでのVFMを算定する必要があり、英国型のPFIを参照して改善できる。

4. 金融

- 150) 官側との基準金利の決定時期をプロジェクトファイナンスの実行日に合わせるようガイドラインに明記する。所謂ハコモノ割賦PFIではPFI事業者の業務範囲が施設整備と維持管理に置かれ、経営努力による施設建設後の経営改善の余地が狭いため、官側との基準金利とPFI事業者の調達金利の差の変動はPFI事業の安定性に及ぼす影響が大きくなる。民間PFI事業者の調達金利はプロジェクトファイナンスの実行日に決まることが一般的だが官側との基準金利は契約締結時等それ以前に決まることが多く、その間の市場金利の変動については民間負担となっている。これは民間事業者が管理したり対策したりすることができないものであり、民間に負担させることは適切でない。 民間団体
- 151) 基本方針四1(6)で民間資金の円滑な活用への配慮を定めており、重要な観点である。現在、ファイナンス上の支障になっている問題の改善を図るとともに、将来的な多彩な資金調達手法の活用を図る上での条件整備といった2つの観点から、具体的な要望点を取り上げた。 民間団体
- 152) SPCの株式譲渡については、これを認めることを基本とする「PFI契約に関するガイドライン」に記載する。SPC株の譲渡については現状では公共側の承諾が必要等、原則禁止に近いように定められている場合が多い。しかし、SPC株の譲渡についてはPFI事業への資金の円滑な導入や回転の観点から、できるだけ可能になるように譲渡制限を緩和し、また運用することが必要である。SPC株を流動可能にするためにはPFI事業を軌道に乗せるのはスポンサーの責任であり、公共や金融機関がスポンサーに責任を求めるのも理解できる。譲渡可能な比率や時期を定めることはある程度必要であるが、できるだけ譲渡には制限をつけない原則が重要である。 民間団体
- 153) 解約時のペナルティーの相殺規定はしないことが望ましい旨を「PFI契約に関するガイドライン」に記載する。相殺をしないことにより借入金金利の低下が期待できる。また、将来的にPFI事業への資金調達を債券(ボンド)で行ない広く資金を集めることも考えられるが、その場合ボンドに対する支払いは確実性が高いことが必要であり、解約時のペナルティーの相殺がその障害になることから、施設整備費の未払い分との相殺規定はできるだけ行なわないことが望ましい。 民間団体

- 154) B T O方式の場合ペナルティーの範囲の限定し施設整備費に及ぼさないこととする旨「P F I契約に関するガイドライン」に記載する。B T O方式において施設整備費部分の公共側からの支払いが減額された場合には、P F I事業者の経営に与える影響が極めて大きい。そこで、施設整備費部分は確定債権化させることが必要である。
- 155) プロジェクトファイナンスの組成について障害となる現行制度上の問題について対応する。補助金活用施設については補助金適化法の関連で、その解釈上施設を担保に供することが認められるかといった論点があるようである。(補助金適化法22条において「…補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」との規定がある。)
- 156) SPCによる株式の処分が管理者等の承認事項とされ、その要件が明確でない場合も散見される。民間資金調達の多様化を図る観点から、「契約に関するガイドライン」別紙「基本協定」4において、株式譲渡について、一定の要件を満たす限り公共側はこれを認める枠組とし、その要件等について取決めた上で契約に盛り込むことができる旨明記すべきである。
- 157) 基準金利の固定時期が契約締結日等に設定されている事例がある。基準金利の決定日は融資実施日の直前に設定する旨をガイドラインに定める。
- 158) 大半の事業で事業契約終了時までP F I株式の保有義務を課せられている。一定の要件を満たす場合、原則としてP F I株式の譲渡を認める旨ガイドラインに定める。
- 159) 基準金利の固定時期が施設引渡時より前になる場合(契約時、着工等)、現状のP F I案件の大半が基準金利としてS W A Pのスポットレートを採用しているため、事業者金利の固定時期から施設引渡までの金利変動リスクが発生する。この場合、当該期間の変動分をプレミアムとして見込まねばならず、公共側にとってコストアップになるだけでなく、事業者に対しても過大なリスクを課すことになる。基準金利決定を施設引渡時にして頂きたい。

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

民間団体

意見募集

- 160) 割賦の基準金利の設定日は施設の譲渡日の直前としフォワードスワップの負担を回避していただきたい。この部分はコーポレートリスクとなりがちであり、応募者、特に代表企業の体力勝負となり、地元企業が参加しにくい最大の原因となっている。 意見募集
- 161) 事業契約によっては割賦基準金利決定から引渡しまで1年超のもの(2年近いものもある)があるが、長期の金利変動リスクを民間が負うことになり、リスクヘッジに費用を要し、結果として公共側の負担が増えることになる。また、リスクヘッジできない可能性もあり、このような扱いはPFIの今後の普及に際して妨げになると考える。可能な限り基準金利決定日を後倒しに(可能な限り引渡し日に近づける)して頂きたい。 意見募集

5. 附帯事業

- 162) P F I事業者への行政財産の貸付につき、行政財産上にP F I事業者による付帯事業が可能になるが、P F I事業の解約後は底地利用権が消滅するので民間側リスクが大きくなるため規模の大きい民間付帯事業（合築）の設置が難しい。法制度的な不安定性を軽減し、国公有地活用型P F I案件の出件を促進し、都市再生、地域再生に役立てる。そのため、そういった趣旨でP F I法11条の2の解釈の統一を図る。また、構造改革特区制度との併用も検討する。民間団体
- 163) 民間付帯事業のSPCを認める。（選定事業者が、公共事業部分のSPCとは別に付帯事業についてSPCを設立する）基本方針34や「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」1-1-(4)には民間収益事業と公共事業部分とのリスクの分離を定めている。そのためには事業体を分けて付帯事業のための別のSPCの設立する方法が考えられる。また、民間収益事業のためのSPCが認められれば、公共事業部分の倒産隔離とあわせて、リスク分離によるファイナンス条件の改善可能性、付帯事業部分のSPCの株式の一部分の譲渡などさまざまなことが可能になる。民間団体
- 164) 行政財産の貸付において、特定事業と他の事業等（付帯収益事業）との事業リスクの分離を明確にする為、別途特別目的会社を設立することを規定する。民間団体
- 165) P F I法第11条の2を改正し、当該選定事業者以外への行政財産たる土地の貸付を認めることで民間収益施設の第三者への転売を可能とすべきである。また、公共所有地のうちP F Iによる公共施設の建設で余った土地についても分筆して当該P F I事業者に売却し、一定の条件の下で住宅分譲や業務施設の売却といった純粋に民間収益目的に活用できるスキームを導入することも事業形態の多角化に貢献すると考える。民間団体
- 166) P F I法第11条の2は、選定事業終了後においても選定事業者が引き続き付帯民間収益部分を所有し続けようとする場合においては、引き続き土地を貸し付けることができるとしているが、「選定事業終了」が事業契約解除時を含むのか否か明らかでないため、仮に民間事業者帰責で契約解除になった場合、当該民間事業者は付帯民間収益部分についても借地権を失い、事業の継続が不可能となる恐れがある。「選定事業終了」の解釈に事業契約解除時も含む旨明確化すべきである。民間団体

- 167) 付帯民間収益施設の敷地について、国有財産法第24条が準用されると民間事業者の法的立場が不安定になるため、当初約定の貸付期間中の契約解除は原則行わないこととすべきである。 民間団体
- 168) 付帯民間収益施設について、当初の目的に適合していれば、その所有者が誰であろうと基本的に問題はなく、選定事業者の事情による投下資本回収や事業形態の多角化を促進する観点から、当該選定事業者以外への行政財産の貸付を認めるべきである。 民間団体
- 169) 公共施設と民間収益施設が一体となった建物では、国有財産法およびその関係通達に基づき全体共用部の利用、専用使用権および専用使用料の設定、団地管理等に制限がおよび建物全体の円滑な管理運営に支障が生ずる可能性が大きい。建物全体の一体的な管理を可能とするよう、関係通達の改正等必要な措置を講ずるべきである。 民間団体

6. 税・補助金

- 170) 税制が理由となりPFI方式選択の自由度を狭めている。事業の特性に合った多様な事業のあり方が可能とするため、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税につき、BTOやBOTとの間課税非課税の不均衡があるので、統一を図る。民間団体
- 171) 補助金制度が理由となりPFI方式または事業の在り方の選択の幅を狭めている。事業の特性にあった多様なあり方を可能とするためには、従来型公共事業とPFI方式との間、およびBTO, BOTとの間の補助金の支給のあり方を中立化することが必要。民間団体
- 172) 資産の耐用年数を事業期間と一致させ、法人税の課税において減価償却期間を事業期間内に収めるようにする。また、大規模修繕引当金を認めることとする。民間団体
- 173) 補助金の交付につき、公募段階までに条件が確定できないときは、交付の有無や金額、時期等のリスクを公共負担とするとともに、応募者に対し補助金の条件を公平な競争条件として明示する。また、BOTの場合、PFI事業者に補助金交付手続きを行わせるケースがあるが、民間事業者は不慣れであり、補助金の申請は公共側が行うことが適当である。民間団体
- 174) 課税に対して必ずしも統一した見解が取られていないことから応募する民間事業者が正しくコストを見積もることができないおそれがある。その状況では契約において官民の役割分担やリスク分担を明確に定めることができない。不動産取得税等の課税の取り扱いについての統一と公募要項における課税の取り扱いを明示することが必要な旨を基本方針に記載し、公平な競争条件(Level Playing Field)を確保する。民間団体
- 175) PFI事業者に対する支払いを、大規模修繕等PFI事業者の予定される支出スケジュールに従って凸凹払いとすることも考えられる旨ガイドラインに記載する。大規模修繕を含むPFI案件に合っては、民間事業者の支払いスケジュールに変動が大きい。そのため、大規模修繕引当金の導入につき提言したが(提言番号4参照)、それが認められていない現状としては官側からの支払いを民間PFI事業者の支払いスケジュールに極力合わせて凸凹をつけることでの対応が取られれば、官側の費用負担の平準化は損なわれるもの改善を図ることができる。民間団体

- 176) BOT、BTO等によって異なる税制財源等のすべての措置に関しイコールフットイング(同等の措置)とする。 民間団体
- 177) PFI法第16条に、課税の中立性を確保し、事業形態によって税制上の措置に差異が生じてならない旨、加える。 民間団体
- 178) 課税の中立性の観点から、BOT方式の事業に課税される固定資産税、都市計画税を免減する。 民間団体
- 179) BOT方式、BTO方式に係わらず補助金の交付が可能となるよう、補助金交付要綱等の見直しを行い必要な法的措置を採るべきである。 民間団体
- 180) PFI法第16条を改正し、補助金交付の有無について民間事業者を公募する時点までに確定させる旨の条項を設けるべきである。 民間団体
- 181) PFI法16条を改正し、法人税の課税につき、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の年数にかかわらず事業期間内での減価償却を可能とする旨の特例条項を設ける。 民間団体
- 182) PFI法第16条を改正し、修繕積立準備金制度の条項を設ける。 民間団体
- 183) 民間事業者を公募する時点までに税務上の取り扱いについて確定させる旨、PFI法を改正する。 民間団体
- 184) PFIに係る公租公課のうち、事業方式が「BTO」と「BOT(独立採算型を除く。)」の場合は、不動産取得税を「非課税」とすることを法律で明文化できないか。「BTO」の場合、現状は地方税法上の解釈で「不動産取得税が課されない」となっているが、PFI案件毎に係関係機関等との協議が前提となっている。
「BOT」の場合は、事業期間終了後は公共に所有権が移転されること、独立採算型を除く他のサービス購入形態の場合は、公共が不動産取得税相当額をサービス購入料として支払う場合があること等を勘案すると「非課税」でもよいのではと考える。 地方公共団体
- 185) 学校単体では、PFIの趣旨等が十分に活かされない(補助対象事業費は所有権移転年度に一括支払になるため、財政の平準化が活かされない。)。 地方公共団体
- 186) BOTに対する補助金の適用推進と不動産取得税、固定資産税、都市計画税の減免措置をお願いしたい。 地方公共団体
- 187) 補助金、税制上の改善・民間提案に対する助成制度・リスク額算出の基準 地方公共団体

- 188) 補助金、税制面での改善措置 地方公共団体
- 189) 事業者選定における公募型プロポーザル方式などの適用 地方公共団体
 P F I 事業者に対する法人税、固定資産税、不動産取得税等についての課税の特例の創設
 P F I 事業者が使用する固定資産に対する国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の適用除外措置
 事業主体が地方自治体に限定されている事業について、P F I 事業者による事業実施が可能となるための規制の撤廃または緩和
 国庫補助負担金制度がある事業をP F I 方式で実施する場合の、同等の財政支援措置とP F I の仕組みに応じた支援措置の具体化
- 190) イコールフットィングに向けての公共施設等に係る諸制度の見直しについて検討願いたい。 地方公共団体
- 191) 補助金や税制など既存制度の枠組みの中ではB O T の一括支払方式やV E などP F I 的手法のほうがV F M が高くなる構造となっており、民間の創意工夫が発揮しやすいB O T 方式を採用する妨げとなっていることから、P F I の目的である良質で廉価な公共サービスの実現を図るためには補助金、税制等において事業方式による格差を解消する必要があるまた、公共施設等の整備に係る基準、規制が民間事業者の創意工夫を制限している場合があり、規制等の緩和が必要である従来の公共方式を柔軟に改善し、公共事業等の効率化、コスト縮減を実現していくために税制上、財政上の改善をお願いしたい。 地方公共団体
- 192) 国の事業補助や税の特例措置など、P F I 導入に係るマイナス要因の緩和 地方公共団体
- 193) 自治体が直営で事業をする場合とP F I である場合とで、税や補助の制度が異なることのないよう、早期に統一化を図って欲しい。 地方公共団体
- 194) 法人税、固定資産税など諸税の免除・減免等を制度化し、P F I と従来方式のイコールフットィングを図るべき。 地方公共団体
- 195) 税の問題、P F I に対する優遇措置や制度 地方公共団体
- 196) 税制上のイコールフットィングをご検討いただきたい。補助金の適用状況を適宜公表していただきたい。 地方公共団体

- 197) P F Iの本来的な性格を割案すると、民間の自由な発想等を十分に活用でき事業の質の向上に資するB O T又はB O O方式によるP F I事業の推進が必要であるが、課税対象となり、B T O方式と比べ税の面で不利となることから税制特例措置を講ずる必要があると考える。なお、課税対象資産は、民間事業者が合築等により任意で設ける収益施設を除く公共事業の用に供する資産とする。 地方公共団体
- 198) 公共的団体が使用している間は、不動産関連の諸税の納税を猶予して欲しい。 地方公共団体
- 199) B O T方式の場合に事業者に課税される固定資産税や都市計画税等の税負担について、早急に非課税措置を講じてほしい。 地方公共団体
- 200) B O T方式の場合の固定資産税の免除 地方公共団体
- 201) 過疎地域の企業は公共事業への依存度が高い。しかし規模、金額とも億単位となると負担が大きく手が出せない。(1)から企業への税制をはじめ優遇策を創出し積極的に社会資本整備に携さわれるシステムの構築が望まれる。 地方公共団体
- 202) P F Iに関して欲しい情報： P F I事業の進捗(供用開始時期も含む。) 個々の事業における体制 個々の事業のコンサルタント企業名及び費用
国への要望：不動産取得税、登録免許税等の課税、非課税措置の明確化。 地方公共団体
- 203) 税負担、経理処理(減価償却年数)について、財務省と協議願いたい。また、英国で行われているように道路事業を行うP F I主体に税の先取特権を認め、それを財源とするような制度も、今後は必要ではないか。 地方公共団体
- 204) 民間事業者のP F I事業の登記にかかる登録免許税や事業期間中の固定資産税等の非課税、法人税における特別償却等の措置など、民間事業者に対する税制措置を講ずる必要がある。 地方公共団体
- 205) 早急に税制面の課題をクリアしてほしい 地方公共団体
- 206) 税制に関する情報 地方公共団体
- 207) B O T方式等における民間事業者の税負担緩和について検討していただきたい。 地方公共団体

- 208) (1)どの程度の事業でVFMが発生し(2)どの程度の事業で民間資本の参入が可能となり(3)現行の交付税制度や補助金、起債制度との関連性を明らかにし(いわゆるイコールフットィングの問題) 各省庁との整合性(4)現行法令と整合性が確保できるのかどうかのアウトライン程度が見えなければ、中小公共団体での着手は難しいのが現実です。 地方公共団体
- 209) PFIを導入することでどの程度補助が受けられるのか。 PFIを導入する要件について。 地方公共団体
- 210) (1)地域再生において補助金返還不要等が話題になっているが、PFIを適用したら、即、既存の補助制度適用対象となること。(2)地元企業(中小)対象のPFI研究会等の開催 地方公共団体
- 211) 補助制度の弾力化と制度の確立・税制措置の改善・商工会議所など民間部門の啓蒙と活動支援 地方公共団体
- 212) 自治体は財政難にあるため、PFIを含め様々な手法を検討しています。しかしどのように導入すれば良いのか、また導入によって従来の手法よりどれだけメリットがあるのか明確な判断が難しいと思います。また、従来の補助金体系や法律の整備などPFIの導入が明らかに有利となるように改めていく必要があるのではないかと感じます。 地方公共団体
- 213) PFIで整備した公共施設の建設費を使用料収入等で償還して行く。この場合、自治体の債務にならないこととする。このことによって民間の活力が向上すると思われる。 地方公共団体
- 214) PFI事業の国からの補助金について全ての事業で考え方を明確にしてほしい。 地方公共団体
- 215) 従来公共事業方式で対象となっている交付税措置は、PFIで実施する都合においても同様とされたい。 地方公共団体
- 216) 民間参入するためには、収益のあがるものでなければならない。しかし、補助金は適正化法等により、収益事業認められないものがほとんど。財政的に厳しい自治体では、一般単費で事業をやるのはほぼ不可能です。 地方公共団体
- 217) 全ての事業での補助金活用。 地方公共団体
- 218) 国庫補助の拡大。 地方公共団体

- 219) P F I 事業により、公共サイドの支出平準化を図ることができるが、従来手法と同様に国庫補助事業の導入と、補助金支出制度の創設。 地方公共団体
- 220) 従来の補助制度に対して P F I を導入する場合、補助対象となるか否かが不明確である。起債も併わせて、明確して欲しい。可能であれば内閣府で主導をとってもらいたい。 地方公共団体
- 221) 補助事業については、制度推進の目的から、調査費だけではなく、一定条件のもとで（本来国庫補助・起債の活用の可能な施設の建設・運営で B O T のとき）自治体が支払うサービス購入料（建設部分のみ）への補助制度の創設。 地方公共団体
- 222) P F I 事業に対する国庫補助負担の適用を事業方式や施設の種別に関係なく取り扱ってほしい。（公共側は補助金を前提として整備しているため、P F I 事業が不利になってしまい V F M が達成されにくいことになる） 地方公共団体
- 223) P F I、外部委託が進行すると、村部などのなじまない部で、交付税面にてダメージを受ける。村部都会部の実情を、明確にし公表していただきたい。 地方公共団体
- 224) 補助適用範囲の拡大 o r 補助制度の廃止（一般財源化） 地方公共団体
- 225) 複数の自治体が共同で P F I 事業を実施し、事業契約は代表自治体と S P C が交した場合にあって、地方交付税の算定については、代表自治体以外の自治体に対しても、行なわれるようにしてほしい。
民間事業者（S P C）が事業主体であるが、許認可については、自治体と同等の扱いとしてほしい。
P F I 普及の最大の障害要因・周辺法整備を早急を実施すべき。 地方公共団体
- 226) B O T 及び分割交付についても国庫補助金の交付が可能となるような制度改正を検討願いたい。 地方公共団体
- 227) P F I 事業の導入についての調査などの P F I 事業ゆえに必要な経費についても国庫補助が出るようにしてほしい。 地方公共団体
- 228) 自治体が P F I を活用した場合の財政支援制度の充実 地方公共団体
- 229) 国庫補助等を受け建設・整備した施設などは、適代法の問題があり、P F I 導入に踏切れない場合が、今後出てくると思われます。よって同法の見直しも含め、検討して頂ければ幸いです。 地方公共団体

- 230) PFI事業への国庫補助事業の適用について、省庁によってバラバラであり、特に、依然としてBOT方式への適用は限定されており、改善が望まれる。 地方公共団体
- 231) 国庫補助要綱について、全てPFIを想定したものに更新していただきたい。また、BTO方式しか認めない例が多いので、BOTについても柔軟に対応していただける様、発想を転換していただきたい。三位一体の改革の影響が不明。(本来、建設費相当分の支払について各年度交付税措置されていたものはどうなるのか。長期支払の財源充当が不安) 地方公共団体
- 232) 交付税措置や補助金問題を解決して欲しい。また、民間資金等活用事業調査補助金については、VFMの結果が悪ければ、実施しなくても良いのか知りたい。 地方公共団体
- 233) 各省へ、PFI方法の活用による公共施設の整備をする場合の従来手法並みでの補助金の確保を積極的にやってほしい。 地方公共団体
- 234) 国からの補助金等の交付について不明な点が多い。 地方公共団体
- 235) 国庫補助制度の改正(補助事業枠の拡大)。 地方公共団体
- 236) PFI導入と国庫補助制度について(PFI普及のためには、国庫補助を使ったPFI制度の拡充が必要)。 地方公共団体
- 237) 民間資金等活用事業調査費補助金の対象に政令市も含めてほしい。 地方公共団体
- 238) 民間資金等活用事業調査費補助金の交付対象に、県を追加してほしい。 地方公共団体
- 239) 各個別事業に関する補助金及び交付金制度について、説明会実施などにより、情報提供を行ってほしい。 地方公共団体
- 240) 補助金の交付の有無、交付金額の変動、交付時期の変動は、事業者の資金調達額、調達時期に大きく影響するため、事業者側に補助金のリスク負担がかからないよう、予め補助金に関する事項を確定しておくか、或いは、可能な限りの情報を開示願いたい。また、従来の公共事業とPFI事業、PFI事業のBTO方式とBOT方式、との違いによる補助金の有無や金額の差、税負担の違いをなくし、公共が行った場合と同等の扱いとされたい。 民間団体

- 241) 補助金交付の有無等が提案段階で確定していない事例がある。PFI法を改正し、事業の公募段階で補助金に関する事項を確定しておくこととする。 民間団体
- 242) サービス対価に含まれる大規模修繕費が課税対象となるため、結果的に公共側の負担増となっているため、大規模修繕積立金制度の創設をPFI法に定める。 民間団体
- 243) PFI事業の事業期間が法定償却年数よりも短いため、BOT方式においては未償却残の課税分が公共負担となっている。事業期間内での減価償却を可能とする旨の特例をPFI法に定める。 民間団体
- 244) BOT方式の事業においては不動産取得税等が課税されるため、公共側の負担増となっている。PFI事業においては不動産取得税、固定資産税、都市計画税等は事業方式にかかわらず非課税とする旨PFI法に定める。 民間団体
- 245) BTO、BOTに拘わらず、不動産取得税が課税されない措置をとって頂きたい。また、課税されるか否かにつき、募集要項等に明記し、不動産取得税を見込む事業者と見込まない事業者で不公平が生じないような仕組み作りをして頂きたい。 意見募集
- 246) PFIでは税（法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等）の非課税措置等があるのは、港湾施設等の事業に限られており、それ以外の事業では、税の非課税措置等が受けられない。公共団体が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政支援措置のイコールフットイングが図られるよう、PFIでは税の非課税措置等が受けられるよう諸制度の見直しを実施されることを要望する。 意見募集
- 247) PPPのように、PFIにおいても維持管理の委託のみや維持管理・運営委託など施設建設を伴わない事業まで拡大できないか。施設的设计・建設のみであってもPFI法の対象となることが分かるように条文を改正すべきである。PFI事業では、BTOなどの事業方式にかかわらず、不動産取得税が課税されないことを明確にすべきであり、固定資産税の減免や法人税の特別償却制度の創設など、従来方式とのイコールフットイングを図るべき。 意見募集

- 248) BOT方式の税制優遇措置を早急に改善してもらいたい。施設の減価償却期間よりも事業期間が短いために、事業期間最終年度には高額な減価償却損が発生している。BOTではSPCが施設を所有している期間は事業期間に限られており、事業期間内に全額減価償却できるようにしてもらいたい。意見募集
- 249) PFI事業の期間内に施設の減価償却が完了しないケースがある。契約満了時に多額の残存簿価を損金処理することが想定され、一時的ではあるが、大幅な赤字決算になる。会計及び税制面での特別な措置が必要である。意見募集
- 250) PFIの事業期間は殆ど15~20年間という設備の大改修が必要でない期間が設定されており、また、BOT方式が多く、工事完了後直ちに発注者に所有権を引き渡すこととなっている。この結果、企業が保有するノウハウを生かした、施設の本来のライフサイクルを見据えた提案が採用され難いことが多い。施設の耐用年数程度に事業期間を延長するか、または事業期間終了時も、施設が適切に運営できるよう、何らかの手当が必要である。意見募集

7. その他

- 251) PFIの対象になりうる事業範囲を、サービスに重きを置くものや既存施設のリニューアルにも拡張するようPFI法2条を改正する。 民間団体
- 252) 財政資金の効率的活用やわが国の構造改革に寄与する制度であるPFIがより広範に活用されるために、公共施設の管理者等においてはユニバーサルテストング的な方法の導入を検討するとともに、そういった取組み等を通じPFIの障害になる既存の制度や規制の顕在化をはかりその解決をPFI推進委員会が中心となり取り組みを進めることが重要である。 民間団体
- 253) 基本方針やガイドラインにおいて有益な民間発意によるPFI事業の促進についてうたっている。民間発意の促進を図るために発意に対するインセンティブの供与を検討する。また、そのインセンティブの内容や基準は自治体の要項で具体的に定めるようにする旨、基本方針やガイドラインに記載する。 民間団体
- 254) PFI事業でSPCを設立した場合の出資企業の連結対象外（オフバランス）とすることにつき、検討を進めるPFI事業について出資企業の連結対象範囲外とすることで、出資企業の財務上の負担や減損会計による損失発生時等の出資企業への影響を軽減できる効果がある。国際会計標準の関係から、オフバランスできる場合については、保証債務がないことや追加出資義務の有無や条件等の妥当な線引きを定める必要があると思われるが、PFI事業に応募する企業の負担軽減や資金調達にも寄与する可能性があることや、出資企業自体の財務状況をいかに把握すべきかという観点もあり、検討に値するものと考えらる。 民間団体
- 255) PFIの基本的な考え方である民間経営資金活用原則、効率的原則、公平性原則、透明性原則等は重要な考え方であり、こうしたPFIの諸原則および意義を広くとらえ、その発展を図る考え方が必要である。 民間団体
- 256) 民間資金の活用のためには、市場の意見に耳を傾けることや金融マーケットの実情に考慮したPFI事業の出件が重要であり、基本方針でうたう。 民間団体

- 257) P F Iではコンサルタントやアドバイザーの役割も重要。コンサルタントの選定には一般競争入札はなじまず、公募型プロポーザル方式とするとともに、十分なコンサルフィーを設定し十分な活動を行なうことができるようにすることが必要である。 民間団体
- 258) 応募著作権は民間がもつことが妥当な旨、ガイドラインに明記する。応募著作権を公共側が持つとされている案件が散見されているが、応募書類は民間独自ノウハウが入っているので、応募著作権は民間がもつことが妥当である。 民間団体
- 259) 地方公共団体の破綻時の対応につき検討が必要である。 民間団体
- 260) 迅速なトラブル処理に関する内容等について提言する。 民間団体
- 261) トラブル処理について、その迅速化のため第三者仲裁機関を定める。P F I事業はSPCによって営まれるため、トラブル時に公共側からの支払いが止まった場合など抵抗力が弱い。そのため迅速なトラブル処理を図る必要から、第三者仲裁機関の定めをすることが必要である。また、仲裁にあたっては適切な仲裁人が確保できることが必要であるが、わが国においても今後のP F I制度の定着拡大とあわせて、仲裁人になりうる人材の養成と確保に努めることが必要である。 民間団体
- 262) P F Iはまだ発展途上の制度であり、今後も情勢の変化に対応し、さらに発展させることが望まれている。そのため、取組みをさらに強めてゆくことを提言に加える。 民間団体
- 263) 庁内体制や自治体の要項の制定の促進を進めてゆくことが必要であり、その旨を基本方針に明記する。P F I事業については約130件もの案件が出件され、制度としての定着をみせているが、現状においても都道府県単位では1件の出件のない県も見られることからさらに普及が必要である。そのための方策として、自治体の庁内においてP F Iの事業検討や推進のための体制をつくることや、指針等を定めることが考えられる。 民間団体
- 264) P F I推進委員会の役割強化。P F I制度の発展に果たすP F I推進委員会の役割や期待は大きく、その能力の発揮と役割強化をはかることが重要である。また、地方案件についても、地方自治の原則があるものの、まだ1件の出件のない県もあるなど偏りがあること等を考えると、地方自治体に対するP F Iの普及促進活動の強化もP F I推進委員会の重要な役割である。 民間団体

- 265) 今後の経済社会状況の変化にも対応しPFI制度の拡充を図るため、再度、PFIの実施状況の調査と必要な措置を講ずる時期を設ける。わが国の社会、経済は構造改革が迫られており、激しい変化の時期を迎えようとしている、PFIはこうした構造改革を先導する制度として重要であり、こうした変化への対応について将来にわたり図ってゆくことが重要。 民間団体
- 266) PFI事業の対象として既存の公共施設等の設備整備、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）を明文化する。 民間団体
- 267) PFI法の目的が公共施設等を整備するのではなく、整備する施設等を通じて国民にとって良質低廉な公共サービスを提供することであることを明確にする。 民間団体
- 268) 予定価格の事前公表をPFI法に規定する。 民間団体
- 269) PFI法の目的が公共施設等を整備するのではなく、整備する施設等を通じて国民にとって良質低廉な公共サービスを提供することであることを明確にする。 民間団体
- 270) 民間事業者の発案に対するインセンティブの付与の規定を設ける。（発案者が民間事業者の募集に参加する場合、発案者へシード権を与える。） 民間団体
- 271) PFI事業契約が唯一、公共サービスの継続性を担保するものであるが、公共側コンサルタントの選定において過度な価格競争を強いられることにより、結果として弁護士費用を削減する傾向が広く見られる。又民間部門においても十分な検討、交渉を行うことなく契約書を受け入れている。融資契約との整合性、直接協定の軽視等は将来、不測のコストを生み出す原因ともなるため契約主義の徹底が必要である。 民間団体
- 272) PFI法の見直しを「この法律の施行の日から五年以降も随時」に改定する。 民間団体
- 273) 公共サービスの提供を主眼とするPFIや既存施設を整備・活用して公共サービスを提供するPFIが明示的にPFI法の適用対象となるよう、PFI法第1条の文言を「公共サービスの提供ならびに公共施設等の建設、整備、維持管理および運営」に修正する。 民間団体
- 274) PFI法第2条第1項の「公共施設等」の定義に「ハコモノ」に付随する機材等が含まれる旨明示すべきである。 民間団体

- 275) 「関係省庁申し合わせ」で可能とされている、落札後の契約書案等の変更に関する「競争条件の根本的な変更とならない限り、必要に応じて変更可能」という書き振りを「プロセスガイドライン」に明示する。 民間団体
- 276) 今後は施設等の建設を伴わない公共サービスについてもPFI事業として積極的に採用していくべきである。PFIの本来の理念は、施設等の建設・整備の有無を問わず良質な公共サービスを幅広く提供することにあるといえる。PFI法の正式名称を「民間資金等の活用による公共サービスの提供の促進に関する法律」に改正し、民間資金の活用による質の高いサービスの提供というPFIの本来の目的を明確にするよう提言する。 民間団体
- 277) 民間事業者による発案にインセンティブを与える実施方針を作成するよう、基本方針を改正する。プロセスガイドラインに発案者に対するインセンティブに対する具体例を列記すべき。インセンティブとしては、発案者に他の事業者が挑戦する形の入札方式の採用、入札において一定の持ち点を与える措置、発案に要した費用の一部補填等がある。 民間団体
- 278) PFI関連の紛争を迅速かつ専門的な観点から解決すべく、仲裁法の整備の動向を見据えつつ、調停や法的拘束力を有する仲裁が可能な「官民係争フォーラム」(仮称)の設立を検討すべきである。 民間団体
- 279) PFI法附則第2条は同法施行後5年以内の見直しについて定めるが、その後の措置については定めていない。PFI法附則第2条を改正し、数年毎にPFI法の規定ならびに運用の実態に関する見直しを行う旨明記すべきである。 民間団体
- 280) PFI法第21条に基づき、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)が設置されている。今後PFI法の見直しが行われる際も、強力なイニシアティブを発揮するよう期待する。加えて、PFI法第21条は、民間事業者は委員会に対して国のPFI事業に関する意見を提出することができる(同3項)、委員会は必要に応じて内閣総理大臣等へ意見具申することができる(同4項)としている。また、内閣総理大臣等はこれら意見を受け取って採った措置について委員会に報告する義務を負っている(同5項)。これまでのところ民間事業者による意見提出は行われていないが、今後国のPFI事業が増大するにつれてその可能性は高くなるといえるため、PFI法第21条3項-5項を実施するための細則を定めるべきである。 民間団体

- 281) S P C の設立にあたり、構成員として社会福祉法人が参加しにくい傾向にある。仮に参加した場合には、他の構成員である法人（株式会社等）に必要以上の負担がかかるおそれがある。また、社会福祉事業法第 25 条（公益事業及び収益事業）の規定により、S P C に出資等することに無理がある。 地方公共団体
- 282) コンソーシアムの組成がゼネコン主体のものが多く、比較的小規模な企業によるコンソーシアムが組成しにくい環境にある。「P F I 事業への提案に至るまでにはコンソーシアム組成や提案資料作成等に多額の費用を要する」ことが一因と考えられ、最近の P F I 事業への応募者が傾向として減っている感じがする。落選が度重なりとその負債はかなりの額になると思うので、落選しても費用が弁済される仕組みがあれば、と考える。結果として、公共事業の P F I に前向きに取り組む自治体も増えてくると思う。 地方公共団体
- 283) 「地元事業者の育成」を図っていることから、P F I の趣旨を踏まえて、如何に地元事業者を取り込めるかに苦慮しており、P F I の趣旨（透明性、公平性）の観点から「地域貢献の考え方」を提案してもらうことを検討している。 地方公共団体
- 284) P F I を十分に理解していない企業も見受けられるので、企業向け「P F I 研修」の充実も必要と考える。 地方公共団体
- 285) 本市で P F I を導入している事業地は、国有地であり、公園整備後は、無償譲与されるが、用地処理にあたり、国有財産法上の考え方と、P F I 法上の進め方にギャップがあり、用地処理に支障をきたしている。制度疲労をきたしている古くに制定された法律の改善が望まれる。P F I 法には、法制上及び税制上の支援措置を講ずることが記載されているが、具体的に解説された「ガイドライン」が策定されていない。 地方公共団体
- 286) P F I の対象として船やヘリコプターなどの動産や箱物に附随する機材等が含まれる旨、明示すべき。 地方公共団体

- 287) 制度活用事例が徐々に増えつつあるものの制度の活用導入をしていない市町村では、どのような種別の事業にあるのか判断に苦慮しているのが現実ではないかと考える。事業種別がはっきりしてくれば導入する事例がもっと増えるのではないかと考える事業別のガイドライン的なものが出来ればよいのではないかと考える。また、市町村の厳しい財政事情から導入可能性調査に踏み切れない市町村も多いと考える現在、経費の1/2補助の制度もあるが財政的負担が少しでも軽減出来る支援をお願いしたい。 地方公共団体
- 288) 今後、既存の施設を活用した、PFI(的)な運営が増えてくると考えられます。建設を伴わない場合であってもPFI法に該当するのかを明らかにした上で、そのノウハウを蓄積すべきと考えます。 地方公共団体
- 289) 地域完結型のPFIが実施出来る枠組みを構築していただきたい。 地方公共団体
- 290) 地元企業の振興を図るための支援等 地方公共団体
- 291) 企業に対しての研修参考事例等の紹介 地方公共団体
- 292) 中小企業等の参入が現実的には難しいのではないかと? 地方公共団体
- 293) 小規模事業でも導入可能となるような制度整備(契約関係等)、VFMの簡易試算の支援。 地方公共団体
- 294) PFI導入によりメリットを最大限活せるための、現行補助制度や会計規則の見直し、改正を検討願いたい。(補助制度については廃止も含めて。) 地方公共団体
- 295) 事業契約締結前にSPC構成員が指名停止などの措置を受けた場合でも、当該措置がSPCに及ばないことを通達等により明らかにすべき。 地方公共団体
- 296) 人口3万未満の小規模な町でも取り組めて、実効の上がるPFIの例など。 地方公共団体
- 297) PFIの有効性はわかるが、地方と大都市では状況が大きく違う。地方でも導入しやすいPFIの方法など、検討されたい。 地方公共団体
- 298) 具体的に事業検討しておりませんが、PFIは人口が多い地区ではメリットはあると思いますが、地方の田舎ではあまり効果がない気がします。現在、全国で実施されているPFIは箱物建設がほとんどですが、ソフト事業関連では効果があまり無いのでしょうか。 地方公共団体

- 299) 小規模自治体における成功事例及び問題。 地方公共団体
- 300) 自治体の規模や地形的条件によって、本事業を推進及び導入できないといった問題の解消。 地方公共団体
- 301) 財政支援の拡充。 地方公共団体
- 302) 市町村ではP F Iが今後行政運営にどう位置づけられるのかなど戸惑いを持っているのが現状と思われるので、説明会や研修会の実施、定期的な資料の提供など、一層の普及広報活動等をお願いしたいと思っております。 地方公共団体
- 303) P F I事業に係る財政的な支援をお願いします。 地方公共団体
- 304) 契約時等の手続の技術支援や財源確保等を弾力的に行なえるようにする等の支援体制の拡充があれば良い。 地方公共団体
- 305) P F Iを導入検討の段階でのアドバイザーの提供。 地方公共団体
- 306) P F I導入に向けての積極的な支援を検討願いたい。 地方公共団体
- 307) P F I導入については検討すべき課題が多くあり、なかなか進めにくいのでP F I導入の検討時にアドバイザー等の派遣をしてもらいたい。 地方公共団体
- 308) P F Iに関するアドバイス、診断。 地方公共団体
- 309) 合併後の市町村へのケアの一環としてP F Iの導入も含めた指導を行ったらどうか。 地方公共団体
- 310) 各団体の状況は異なるので、いい意味で柔軟に対応出来るようなルールづくりや指導をいただきたい。 地方公共団体
- 311) 村のような小さな自治体ではP F Iを行うのは難しい。 地方公共団体
- 312) P F Iの導入に係るアドバイザー派遣事業の充実を望みたい。 地方公共団体
- 313) P F Iの導入事例資料、特に外海離島や山間地の財政状況のぜい弱な自治体における導入事例等に関する情報。 地方公共団体
- 314) P R不足。 地方公共団体
- 315) 国からの情報が少ないように思われる。 地方公共団体
- 316) P F Iを積極的に進めるべきだと思うので、県レベル、市町村レベルの説明会がもっと進むようにしてほしい。 地方公共団体

- 317) 手続きが複雑で事業が長期に亘ることから実施までは時間を要すのではないかとと思われる。色々情報の提供を頂きたい。 地方公共団体
- 318) 市町村へのPFI関連の情報発信も重要ですが、企業等の民間の理解を得る必要がある。 地方公共団体
- 319) 県内で説明会を開催していただきたい。 地方公共団体
- 320) 地方の自治体にいるとなかなか、遠方会場の説明会には、出席しにくい。せめて、県レベルで開催してほしい。 地方公共団体
- 321) 庁内、議員向けに、知識普及のためのパンフレットを、内容量とも充実して戴き、入手しやすくして欲しい。公共側の導入事例の蓄積を分析して戴き、その分析結果を公表して欲しい(後発でも容易に取り組めるような視点で)。 地方公共団体
- 322) 各省庁の動向を適時公開補助金や制度改正の適示公開導入に至るまでの事務簡素化。 地方公共団体
- 323) 啓発用映像(企画立案から事業終了まで)。 地方公共団体
- 324) 昨年11月に開催された(契約、モニタリング)説明会と講座に参加しましたが、実務に即した内容であり、専門家のアドバイス等もあり、大変有益であった。今後も、同様の参考となるセミナーの継続をお願いしたい。 地方公共団体
- 325) PFIに関する他自治体のさまざまな取り組みについて、今後とも情報提供をお願いしたい。 地方公共団体
- 326) 説明会を、地方で開催してほしい。 地方公共団体
- 327) PFIがどういうものかテレビ等を利用したPRをされると良いと思います。 地方公共団体
- 328) 研修会の開催。 地方公共団体
- 329) PFI勉強会の開催を希望。 地方公共団体
- 330) PFIを導入した施設の視察会の開催民間事業者からの発案の紹介。 地方公共団体
- 331) PFI事例紹介ビデオ。 地方公共団体
- 332) (1)法施行後5年を経過する中で見直される問題点と解決の方向(2)初級者セミナー(3)PFI事業化が可能と思われる具体的指標(これまでの総括として) 地方公共団体

- 333) P F Iに関して、もっとP Rする必要がある。国民等に対しても
そうである。ただ、説明会をするというのではなく、テレビ等でも
放送する必要があるのでは。 地方公共団体
- 334) できることなら、説明会は近くで開催して欲しい。 地方公共団体
- 335) 他県への出張は難しいので、出来るだけ、各県毎に説明会を実施
してほしい。 地方公共団体
- 336) 近いところで、説明会をして欲しい。 地方公共団体
- 337) P F Iに関して、関心がうすいように思います。県が主催する会
議の一部で説明をする機会がふえれば、関心が高まるように思いま
す。 地方公共団体
- 338) 県単位程度の説明会。 地方公共団体
- 339) 官民に対して情報量が少ない。(啓発不足)県下数分割しての説
明会(セミナー)が必要。 地方公共団体
- 340) 都道府県ごとの説明会を開催してほしい(県主催でもよい)。 地方公共団体
- 341) 各公共施設別の細かい事例を1つずつホームページに掲載してほ
しい。 地方公共団体
- 342) 他団体における導入事例や効果がわかるような情報。 地方公共団体
- 343) 実際にP F Iを導入して行った事業の具体的事例情報の提供。 地方公共団体
- 344) P F Iを導入している、自治体の事例を発表してほしい。 地方公共団体
- 345) ホームページやメールマガジンなどで事例情報の提供をして欲し
い。 地方公共団体
- 346) 中山間地におけるP F Iの事例、効果について。 地方公共団体
- 347) 住民に対して説明をする場合の公共施設ごとの予想されるメリッ
ト、デメリットを予想した資料の作成。 地方公共団体
- 348) 導入検討時の調査委託、アドバイザー委託に関する情報(内
容、金額、委託先等)。 地方公共団体
- 349) P F I法が施行されて、今年で5年目を迎え今後P F I法の改正
について、検討がなされる訳ではありますが、これまで実施されてき
たP F I事業において、分野ごとの課題や問題点などを整理し、公
表していただきたい。 地方公共団体
- 350) 事例のデータベース化と公開。 地方公共団体

- | | | |
|------|--|--------|
| 351) | P F I 導入に関する成功事例及び失敗事例。 | 地方公共団体 |
| 352) | 小規模の自治体の現状は、財政的に余裕もなく厳しい状態が続いている。この様な時代に P F I 事業を活用した地域振興が必要と思うが、自治体の地域性、立地条件を考えると魅力のある自治体は一部にすぎないのではないか。できれば小規模自治体の導入事例など、情報等があれば知りたい。 | 地方公共団体 |
| 353) | 自治体や施設の規模別の様々な事例。導入後の状況等。 | 地方公共団体 |
| 354) | アドバイザーの活用方法について、(P F I 導入のノウハウ) ある事業計画案について、P F I は有効であるか、判断がつかないため。 | 地方公共団体 |
| 355) | 実施事例にとどまらず事後における評価に関する情報 制度の有効性を検証できる情報。 | 地方公共団体 |
| 356) | 具体的事例の紹介。 | 地方公共団体 |
| 357) | 地方では P F I は進んでいないように思いますが、成功例等があれば大きくとりあげた方がよいのでは。 | 地方公共団体 |
| 358) | 勉強不足の面が多々あり、P F I に関する知識に欠けているため、具体的に行政がどのように取入れて、どのように事務をしているか知りたい。 | 地方公共団体 |
| 359) | 実際に運用している事例について導入までの経過のわかる事例集があると参考になる。 | 地方公共団体 |
| 360) | 実践例の紹介書籍。 | 地方公共団体 |
| 361) | 新庁舎(市役所)建設に係る P F I 事例。 | 地方公共団体 |
| 362) | 過去に P F I により実施された公共施設等にかかる、その後の状況を知りたいと思います。 | 地方公共団体 |
| 363) | 具体的な成功事例を取り上げて下さい。 | 地方公共団体 |
| 364) | 活用事例に関する情報。 | 地方公共団体 |
| 365) | 供用施設で、現地視察し、施設を直接見学して、自治発注と P F I 導入と比較して何が良かったか直接見聞したい(建設運営面)。 | 地方公共団体 |
| 366) | 運用面の評価(サービス面で変わった点や収益等)の情報が知りたい。 | 地方公共団体 |
| 367) | P F I 導入事業の事業成果、結果について。 | 地方公共団体 |

- 368) P F Iの具体的活用事例。 地方公共団体
- 369) P F I導入による財政上のメリットを具体例を挙げて提供いただきたい。 地方公共団体
- 370) 実際に導入することで明らかとなったP F I事業の問題点や今後の課題とその対策について。 地方公共団体
- 371) 馴染みの薄い手法であるので、多くの事例の紹介は必要と思う。又、失敗は、市町村の責となることを十分に考え、コンサルティングをすべき。 地方公共団体
- 372) 詳細な先進事例の情報が欲しい。 地方公共団体
- 373) 引き続き具体的な事業の実施例を紹介してほしい。 地方公共団体
- 374) 具体的取組事例情報の充実。 地方公共団体
- 375) 具体的なP F I導入事例のリストを公表してほしい 地方公共団体
- 376) 「実施自治体のその後」などを調査、掲載してほしい。 地方公共団体
- 377) 成功例の把握。 地方公共団体
- 378) P F I活用事例の紹介。 地方公共団体
- 379) 成功事例、失敗事例を分析した書籍の発行。 地方公共団体
- 380) 実施された事例等の紹介。 地方公共団体
- 381) 実際の取り組みの紹介。 地方公共団体
- 382) P F I導入事例を紹介したガイドブックを製作、配布してほしい。 地方公共団体
- 383) わかりやすい優良事例を紹介してほしい。 地方公共団体
- 384) P F I手続に要する費用などについての情報(平均モデル)。 地方公共団体
- 385) P F I事業として成功か失敗かは、事業期間終了まで分からないと思われるが、契約締結がなされた事業において、一般的に評価の高い事業(モデル事業)を示してもらいたい。 地方公共団体
- 386) P F I方式による公営住宅建設に関する資料等。 地方公共団体
- 387) 小規模自治体でも導入可能な事例を上げてほしい。 地方公共団体
- 388) 実施に相当のノウハウを要するので、情報を広く流してくれることを要望します。 地方公共団体

- 389) 全国で実施中（実施した）の事例を分析してほしい。その分析から得られた課題や問題点等を積極的に情報提供してほしい。 地方公共団体
- 390) P F I 導入していくうえで、担当部署においては、多大な労力と幅広い知識が要求される。このため、実務のスムーズな進行を目的として、文化施設や福祉施設など施設分野ごとに実務マニュアルを作成していただきたい。また、起債、補助金の適用については、所管省庁の基準や協議に基づき決められるが、省庁横断的な統一された基準であれば、分かりやすい。さらに、用地取得の場合、P F I 事業の推進上、民間事業者においても、農業用地の除外や農地転用などの手続きが可能となるよう、関係法令を整備していただきたい。 地方公共団体
- 391) 事業方式など横文字が多く意味が分かりづらい面がある。業務での仕事が多く、理解するための指導書が欲しい。 地方公共団体
- 392) 具体的な効果がまだ見えない既存施設を P F I を活用しての委託（その場合の職員の分限） 地方公共団体
- 393) 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ」（平成15年3月20日付け）の具体化、明確化を図って欲しい。 地方公共団体
- 394) P F I を導入された自治体の成功事例や、導入後に生じた問題点などをお教え頂きたい。 地方公共団体
- 395) 小規模自治体が積極的に取り組めるよう、わかりやすいマニュアルの作成をお願いしたい。 地方公共団体
- 396) 地方における P F I 事業のメリットとデメリットは何か？ 地方公共団体
- 397) P F I の内容等わかる用語説明集等がほしい（資料として） 地方公共団体
- 398) 全国 P F I 担当者会議の創設、自治体の立場に立った P F I 導入の留意点等をまとめる必要があります。
～コンサル業界、ゼネコン、金融機関の影響が強すぎるため。 地方公共団体
- 399) 情報交換の場の提供 地方公共団体
- 400) 公共が有する P F I の知見は、各自治体がそれぞれ有しており、知見の集積を図ることができるシステムがあれば有益ではないでしょうか。 地方公共団体
- 401) 経済産業省で P P P の検討がなされているが、委託業務のみ。 地方公共団体

- 402) P F Iの表現を日本語に改めて周知、啓発されることを望みます。(民間資本を活用するという狙いは良いので一般に理解されるようにしてはどうか?) 地方公共団体
- 403) 事業名を、P F Iの様にアルファベット表記にせずに、日本語にしてほしい。多くの方は、意味が理解できないはず。お役所専門用語や、用語の省略はやめてほしい。 地方公共団体
- 404) 小規模市町村ではP F Iによる事業はできないと考える。 地方公共団体
- 405) 小さな町にとっては、民間事業者の入札の参加の有無、ファイナンスの確保が難しい。 地方公共団体
- 406) 行政の経費負担は平準化されるが、公債と市場金利の差から、ライフサイクルコストは高くなるのではないかと。地方には中小企業しかないのが実態。ハイリスク、ハイリターンの事業構造を受け入れる企業は極めて少ないと思う。入札内容が複雑なものとなり、その分入札コストが高つくため、実績のない企業は手を出さない一つの要因と思われる。 地方公共団体
- 407) P F I法第15条では、「土地収用法に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分については適切な配慮が行われるものとする。」とされている。しかし、実際には、必要な土地の範囲を確定するため、収用委員会から図面を求められることもあり、民間からの提案により変更の生じる可能性があるP F Iにはなじまないのではないかと懸念される。土地収用をともなうP F Iを進める場合の手順を明確化してほしい。 地方公共団体
- 408) P F I導入調査から事業実施までの作業が複雑である。期間も必要となる。(長くなる) 地方公共団体
- 409) 民間活力が低迷している中でP F Iの進ちょくが思うように進んでいない気がする。国策での環境づくりが必要ではないのか。 地方公共団体
- 410) 手続の簡素化 地方公共団体
- 411) P F I事業による、事業債務については起債制限に含まれるが、民間のアイデア、自主性を尊重できる規制の緩和が必要 地方公共団体
- 412) P F Iの推進につながる、規制緩和、関係法律の改正をお願いしたい。 地方公共団体
- 413) 本年1月27日の第2回総合部会で東京都が要望した事項の実現を要望します。 地方公共団体

- 414) 各省等よりPFIに関する類似アンケートがよくくるが、総務省でまとめて実施をして欲しい。 地方公共団体
- 415) 不況財政難の時期、小村に投資をする企業はない。企規が違いすぎる。 地方公共団体
- 416) 特に意見要望等はなし。 地方公共団体
- 417) 小規模な自治体は、なかなか取組めないのが実態であり、国や県等の動向を見ながら今後考えて行きたい。全国一律ではなく、先ずは県、市レベルでの普及が必要と考える。 地方公共団体
- 418) 地方の公共サービスは儲からないものばかりなので、民間事業者からの発案、提案がまったくない。 地方公共団体
- 419) 財政の大幅な地方への移譲 地方公共団体
- 420) 人口の少ない自治体においては、こういう事業は、難しいと思います。 地方公共団体
- 421) 地方の小規模自治体では担当のセクトも、担当者も置けない状況であり、当然住民意識も薄い状態である。PFIを現実のものとして検討していくまで地域が醸成されていないのが現状である。 地方公共団体
- 422) 都市部の多数の民間事業者がある所と選択肢のない町村とを同じレベルで考えないでほしい。 地方公共団体
- 423) 目線での行政という言葉があるが全国全市町村にPFI活用を呼びかけ補助金を出しても「ハコもの」を造ったり何ら変わらない。今、市町村は、対応できない方が多いと思うので、内閣府の目線で行政を考えてほしい。 地方公共団体
- 424) 法制度の整備が必要と考えられる。 地方公共団体
- 425) 地方に推進する割には、国のスタートが遅く件数も少ないように思う。 地方公共団体
- 426) PFI手法の一部のみを採用した検討手続の簡易な官民連携手法(PPP)についての情報提供をお願いしたい。 地方公共団体

- 427) 地方公共団体は、大幅な財源不足により、地方単独事業を縮小せざるを得ない状況にあり、P F Iの活用どころか、現有施設の管理運営について、徹底した見直しを迫られているところである。そこで、今後は、P F Iのソフト版として、現有施設の管理運営を地方自治法による指定管理者制度とあわせて、アウトソーシングの検討や外部の経営診断を取り入れるなどの取組を支援する制度の創設を希望する。 地方公共団体
- 428) システムの整備（業者と行政を結ぶ）。 地方公共団体
- 429) 要望することが分からない状況です。 地方公共団体
- 430) 名前、制度が変わっただけ、結局は行政が尻拭いをするつもり利用にはいたらない。 地方公共団体
- 431) 小さい自治体にとってなかなかP F Iに手が出せない現状がある。 地方公共団体
- 432) 道路改良等にP F Iを導入する場合に、土地収用に係る税額控除が出来るように、法整備願いたい。 地方公共団体
- 433) 当町においても、積極的に情報収集して参りたいと思いますので、ご指導をよろしくお願いいたします。 地方公共団体
- 434) 国の実施しているP F I事業は画一的であると思う。（庁舎、宿舎など）あらゆる分野で地方自治体の参考となるようなP F I事業に取り組んでもらいたい。 地方公共団体
- 435) 公共施設等の整備にあたっては、P F I導入を含め調査・検討を行なっていきたい。 地方公共団体
- 436) 中山間地域は民活事業の導入がむづかしい 地方公共団体
- 437) 諸課題への対応 地方公共団体
- 438) P F I導入の際に、民間企業による経営を国が保障してほしい。 地方公共団体
- 439) P F I事業は各省にまたがる場合が多いので窓口一本化、及び補助枠の徹廃で総量（基準内であれば）対応してほしい 地方公共団体
- 440) 今後、地域住民が事業主体として、公共事業を直接（手作業）で行える様にできないものでしょうか？地域住民のための公共事業であるのなら、あえて、それ以外の事業者が参入すること事体、「変」ですし、事業費のむだ、ではないかとも考えます。 地方公共団体

- 441) 今のPFI制度は、大型事業を想定したものであるため、検討自治体は規模の大きい自治体に限られてくる。実際に、今の小規模自治体で大型事業をするのは稀である。全国的にPFIを浸透させたいのであれば、小規模事業にも対応しうる制度にしなければならない。また、地域活性化を地方行財は一翼を担っている関係でも制度を地域完結型に、出来る様に改正していただきたい。
- 442) 「PFI導入後の課題」に関して、解決のために、国として対応できるものについて、積極的な取組をお願いしたい。
- 443) 市町村が直接実施は、無理があります。県を通じたの広報活動と併せ推進体制を今以上に行って望しい。
- 444) 事業規模から考えると、町村規模では、概当事業は、ほとんどないと考えられる。イギリスは、国が中心に行っている。まず、PFIを考える場合、国がどうするかが問題だと考える。
- 445) 小規模自治体においては、体制、ノウハウ、職員の学習機会等まだまだ未整備であると考えます。例えば、この様な公共施設にはこの様なPFIが適している。といった様な個別毎のPFI・アドバイザーの提示等をして頂けると、PFIの理解・事業の推進が画られるのではないかと考えております。
- 446) PFIの具体的内容がはっきりとわからない。
- 447) 本市の立地特性（島興性）や人口規模等からPFIの導入に当たっては慎重な対応が必要（費用対効果から）
- 448) PFI事業契約締結前に、SPCの構成企業が指名停止措置などのペナルティーを受けた場合、PFI事業契約案が撤回されるといった意見がある。これについては、公正取引委員会の見解によると、「50%以上出資した関連子会社でも、親会社の指名停止は適用されない。」とされている。SPCは、従来のJV（建設共同企業体）とは違い、構成員のリスクがSPCに及ばないのがPFIのメリットでもあると考えられる。また、PFI事業契約案が撤回され、入札をやり直すことになった場合、公共と事業者ともに多大な労力と期間を費やすこととなり、事業の進捗に重大な支障が生じることになる。よって、SPCへ出資した企業が指名停止などの措置を受けた場合でも、当該措置がSPCには及ばないことをガイドラインなどに明記していただきたい。

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

- 449) 地元企業の参画を曖昧な文脈で求める事例があり、提案作成上苦慮する場合が多い。地域・地元企業の参画を求める際は趣旨を明確にし、事業者選定のあり方を十分検討する。 民間団体
- 450) 人事異動等により事業内容に精通していない懸念のある担当者に引き継がれる事例が多く、余計な協議の負担が生じる。官民とも事業期間中の契約関係書類の内容把握を切れ目なく継続的に遂行する旨ガイドラインに定める。 民間団体
- 451) 英国の事例を参考にして情報の集中管理を行い、官民の情報の共有化を図る必要がある。情報のうち、特にPSCの見積もり根拠は事業者が計画を立てるうえで重要である。 意見募集
- 452) 「主たる事業に民間資金が使用されない事業」についてはPFI事業と位置づけないよう明確化するべきである。PFIの経験が無いなどの理由で従来型の公共事業とする自治体が多いが、ある程度のPFI検討を義務付け、可能性調査を実施し、正当な理由（VFMが出ない等）がある場合を除き、PFIを実施するようにすべきである。 意見募集
- 453) 地方自治体の外郭団体が行う事業の場合、PFI対象事業とならないので外郭団体事業への適用の道を開いてほしい。外郭団体の行うプロジェクト型の事業では、PFIは有効な手法となり得る。この場合、外郭団体がプロジェクトをPFI的手法（準用して）で実施しようとする、相手方（民間側）の資金調達について、信頼度が低いという問題が発生する。このため、自治体の政策事業として実施する外郭団体のPFI型プロジェクトについて、自治体が信用供与できる制度をつくってほしい。 意見募集
- 454) PFI法に基づく事業のなかには、内容を実施方針や募集要項などで見るにつけ、PFI法に基づいた事業か疑問に思う事業もあるため、PFI法に基づいているかどうか判断する組織が必要と考える。 意見募集
- 455) 実施方針を公表する前の事業化検討の手順を含め、施設整備手法の根本的な見直しを英国の事例を参考に行ったほうが良いと考える。 意見募集
- 456) PFI事業分野別の簡易モデルがあると導入への足がかりになると考える。特に今まで事業化されていない分野については各自治体の事情を盛り込めば良く、導入促進効果があると考え。 意見募集

- 457) 設計、工事監理、建設、維持管理等を担当する企業のみを構成員、協力企業に限定するケースが散見されるが、PFI事業には事業計画の策定、融資、SPCの開設及びその運営管理、設備設置等、多彩な業務が含まれており、SPCを安定・継続的に運営すべきでありことから、この様な形で構成員を限定してしまうことは事業者の自由な提案を阻害し、構成員以外のメンバーのモチベーション、事業に対する責任感を低下させてしまう結果となるため、回避すべきである。意見募集
- 458) SPCが実際の請負会社（設計、コンサルタント、土木・建築工事等、協力会社を含む）に対して適正な対価を支払うことを保証すべきことを勧奨する。意見募集
- 459) 事業者のサービス水準が公共の要求に達していない場合、減額を行うという英国PFIの考え方だけは導入されているが、導入可能性調査の段階で「事業者のサービス業績に連動した支払の仕組み」を検討していない。そのため、事業実施段階でのサービスを評価する指標がない。英国型を参照し、サービス評価につき改善することが必要である。意見募集
- 460) 現状、特定事業の選定で公表するVFMは割合のみとなっているケースが多く、PSC、PFI-LCCの金額比較が殆ど無い。一つの大きな指標が公表されないのは「透明性」を原則とするPFI法の主旨に反するのではないかと。両基準の金額とその算出根拠の提示をお願いしたい。意見募集
- 461) SPC設立を条件とするのは、構成企業が仮に事業期間中に破綻したとしても、SPCは破綻しない倒産隔離の仕組みの構築を期待してのことと考える。よってその仕組みが出来ていれば、SPCは株式会社にする必要はなく、有限会社でも差し支えないと考える。株式会社は有限会社と比べ、手続き等が煩雑になるだけでなく、余計なコストアップに繋がる。意見募集
- 462) 導入可能性調査において、運営維持管理期間における費用を精度高く検証していないため、提案での初期投資費用と運営維持管理費のバランスが各提案ごとに大きく異なっている場合に適切な評価ができないケースが散見されます。これは、導入可能性調査のアドバイザーを価格入札によって、必要な費用が確保できない価格で選定したり、導入可能性調査の手順や検討の精度に関して、ガイドラインがないことに起因すると思われます。上記検討のための、精度の高いガイドラインの策定が望まれます。意見募集

- 463) PFI事業では、通常、落札者決定後にSPCの設立等に時間を要し、契約についても議会案件となるため、落札者決定後から事業契約締結までに相当の期間を必要とする。この間に落札グループ構成員が指名停止となった場合、契約の是非について明確な基準がないため、通達等で明らかにしてほしい。 意見募集
- 464) 事業契約書案で一般的に適用される総則的条項（一般条項）を雛型化し、事業の種別（例 廃棄物処理事業）に応じて、特別規定を例文化するような試みがあっても良いのではないかと考える。直接協定は、BOT、BTO、BOO方式で留意点が微妙に異なるため、雛型作成が困難なことも想定されるが、契約ガイドラインの記述を更に詳細にし、直接協定ガイドラインのような論点集た留意事項集があればよいと考える。 意見募集
- 465) 事業実施に関し、公共側の人事異動リスクが大きいと考える。英国PFIのように、導入可能性の検討から契約締結までの全内容（最終的に運営開始まで）をひとつの資料としてまとめ、長い事業期間において公共側の事業に関する理解度や認識、ノウハウ蓄積の程度をそろえていくことを制度化すべきである。 意見募集
- 466) 施設整備に関わる契約履行保証の締結を条件とする場合は、建設会社が付保する工事履行保証に対する質権設定でも良いとしていただきたい。工事履行保証とは別に履行保証を義務づけるのは保証の二重付保となり、コストの無駄であり且つSPCへの信用供与という点から、銀行や保険会社の拒絶に会うことも考えられ好ましくない。 意見募集
- 467) PFIの個別事業に関する情報（例：プロジェクトの名称、発注体、選定状況、プロジェクトの進捗状況「構想段階」、「設計段階」等、SPC構成員、問い合わせ窓口等）を内閣府のホームページにて公開(無料)することを勧奨する。 意見募集
- 468) PFI事業は長期契約であるため、契約締結時に想定できない事態が発生した場合や契約の解釈が双方で対立するような不明確条項が存在する場合、公正な第三者機関による仲裁、調停をし、速やかに問題解決を図れるようなガイドラインを作成して頂きたい。 意見募集
- 469) 地方金融機関で小規模の融資が取り扱えるように、ファイナンシャルアドバイザーや弁護士費用等の低減が困難な諸費用に関して定型化の努力や補助制度などを設定し、民間事業者の倒産リスクなどを隔離しつつ、地方の小規模なPFI事業を推進する方策を検討することが必要である。 意見募集